

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2025年11月



PRONI株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式367,625千円（見込額）の募集及び株式2,559,189千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式448,589千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年11月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

PRONI株式会社

東京都品川区東五反田三丁目20番14号 住友不動産高輪パークタワー12F

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 経営方針

■ Purpose

中小企業の挑戦を支援し、 日本経済の再成長に貢献する

■ Vision

受発注を変革するインフラを創る

私たちPRONIIは、日本企業の99.7%を占める中小企業がより輝ける社会を実現します。
日本の中小企業の経営環境には人材不足や営業力不足、低生産性などの課題が存在し、
事業成長の妨げとなっています。

PRONIIは、BtoBの受発注領域において企業同士を繋ぐ
マッチングプラットフォーム「PRONIIアイミツ」を提供し、
中小企業が必要なプロとの出会いを通じて持続的な課題解決と事業成長を実現できる
環境づくりに取り組んでいます。

2. 事業の内容

マッチング領域

当社のBtoB受発注プラットフォームは、企業経営におけるあらゆる課題や業務に対応できるよう、広範な領域におけるマッチングを推進しております。具体的には、営業・マーケティングといった事業部門の強化のためのサービスやBPO^(注1)から、経理・財務、人事・法務といった管理部門の専門業務まで多様な経営ニーズに対応しております。これらの広範なマッチング領域の中で、その中核をなしているのは、DX化に資するIT関連領域であり、SaaSツールやシステムは開発等のマッチングが主要カテゴリーとなっております。

当社のビジネスモデル — BtoBマッチングプラットフォーム

中小企業の経営課題を「プロとの出会い」を通じて解決するプラットフォーム
特に中小企業のDX化をマッチングを通じて実現

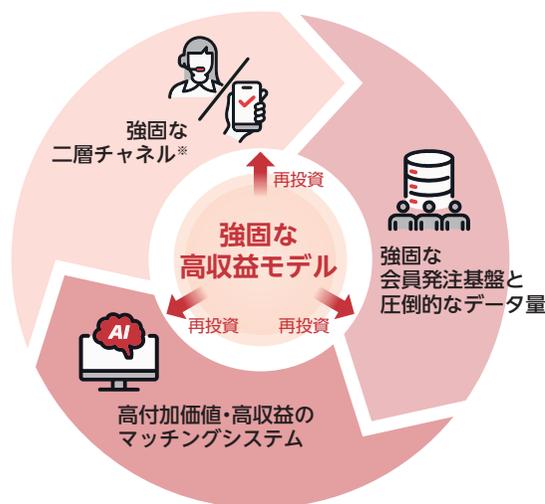


受発注企業への提供価値

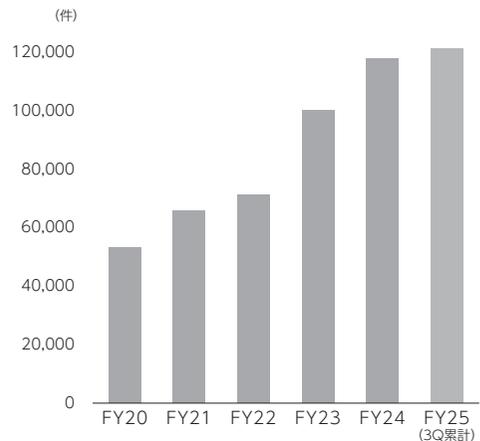
発注企業は、マッチングによる発注を通じて、DX化やアウトソーシングによる人手不足の解消や生産性の向上を図ることができ、また、マーケティング支援サービスの導入や営業のアウトソーシング等による営業力や販路開拓力の強化が可能になると考えております。また、受注企業は、当社プラットフォームの活用を通じて、顧客獲得効率の改善や売上増の実現を図ることが可能です。

データ×AI×システムが生み出す成長と利益増の循環

独自のチャンネル×顧客・データ基盤×マッチングシステムが持続的な成長を生み出す



マッチング成立数の推移



※:webコンテンツ等のオンラインチャンネルと人的サポートも活用したオフラインチャンネル。一方のみではアプローチが難しい発注ニーズを2つの広範なチャンネルで捕捉し、また発注企業が両チャンネルを行き来する循環的な発注獲得の仕組み

「データ×AI」を軸としたマッチングシステム

具体的なマッチングプロセスとしては、WebサイトやDXコンシェルジュによるヒアリングを通じて取得した発注企業の要件情報をもとに、AIと過去のマッチングデータを掛け合わせたシステムがデータ解析を行い、経営課題や発注要件を整理した上で、最適な受注企業候補を特定しマッチングを実現します。

DXコンシェルジュによるマッチング及び経営課題解決支援

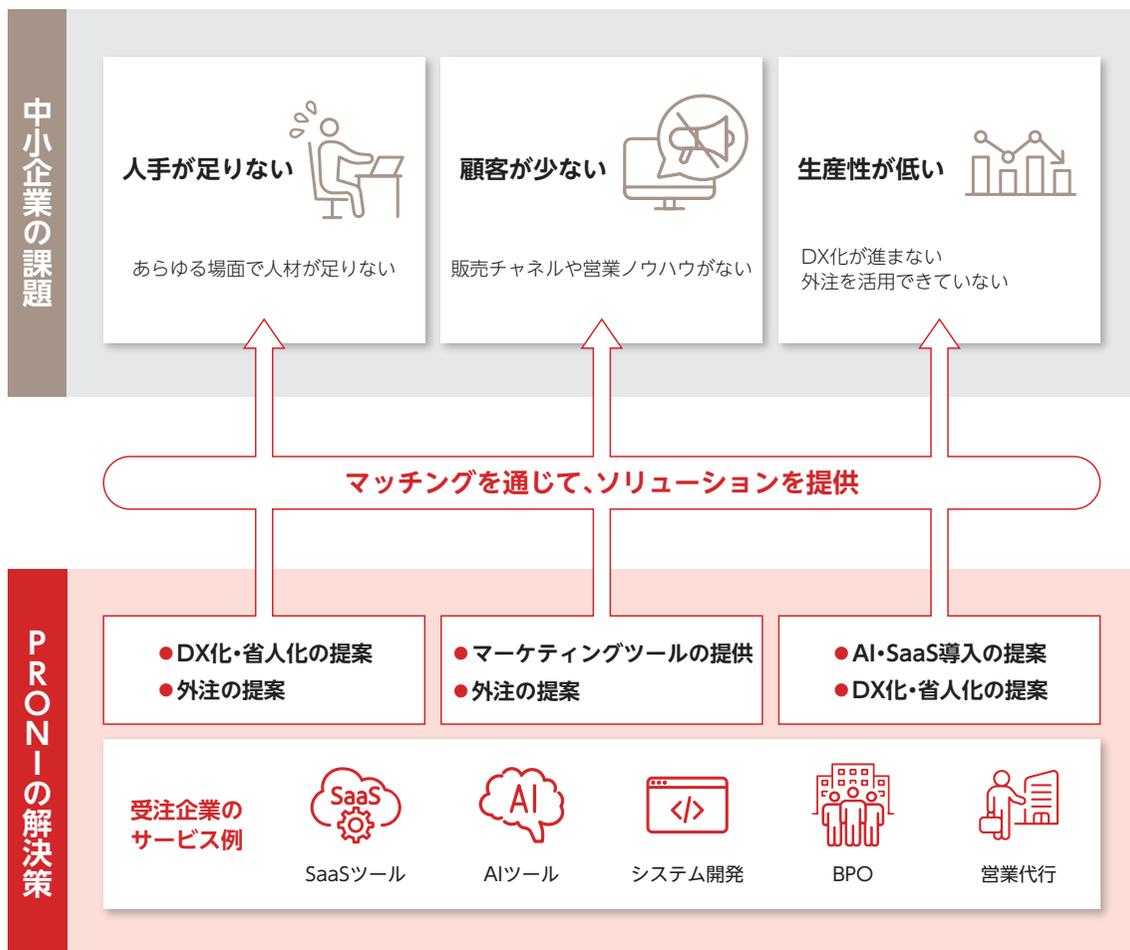
マッチングに際しては、DXコンシェルジュ^(注2)をはじめとするサポートチームが発注企業の経営課題や発注要件をヒアリングし発注の伴走支援を行うことで、受発注企業双方にとって、より精緻且つ質の高いマッチングの実現を図っています。また、DXコンシェルジュは、問い合わせのあった発注の要件精査のみならず、発注企業の経営課題の理解を通じて新たな発注提案を行い、継続的なマッチング機会の創出を実現しています。

(注1) ビジネスプロセスアウトソーシング

(注2) 発注企業へのヒアリングを通じて発注要件の把握や発注支援を行い、またヒアリング結果に基づく追加発注提案等を通じて経営支援を提供するチーム

マッチングを通じて中小企業の経営課題を解決

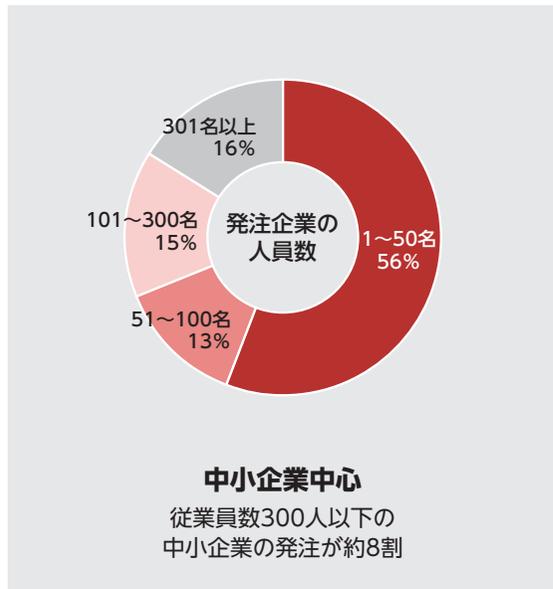
マッチングを通じたDX化を軸に、人手不足・販路不足・低生産性をワンストップで解消



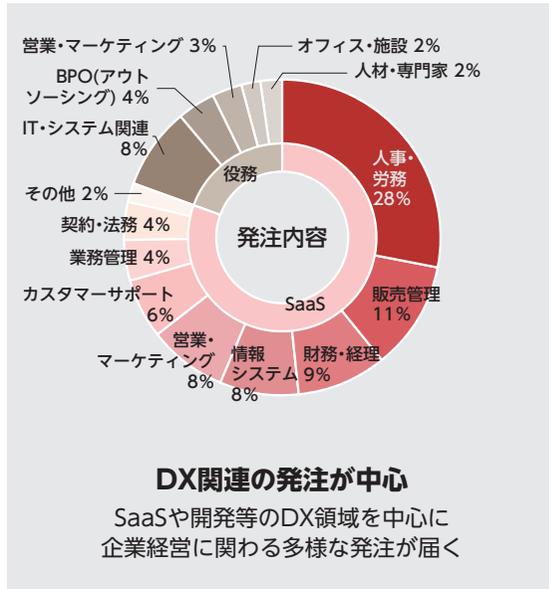
当社の発注企業の属性と発注内容 — 中小企業中心に多様な発注

PRONIには、中小企業を中心に、幅広い発注・相談が届く
 発注内容は、IT関連を中心に、マーケティングや人材・BPOまで多岐に渡る

発注企業の企業規模*



発注企業の発注内容*

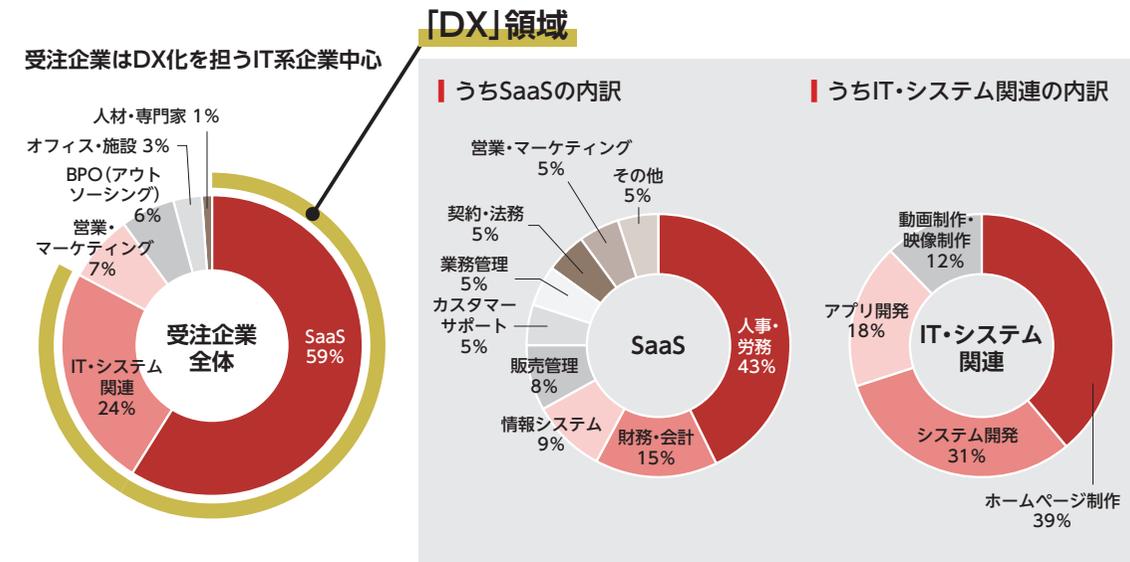


*2025年1月~9月において当社プラットフォームにて発生した発注内容および件数に基づき、当社作成

PRONIの受注企業の属性 — IT関連企業が中心

発注企業のDX化を推進するIT関連企業が中心
 中小企業中心の発注企業に対して、受注企業にはエンタープライズ企業も多い

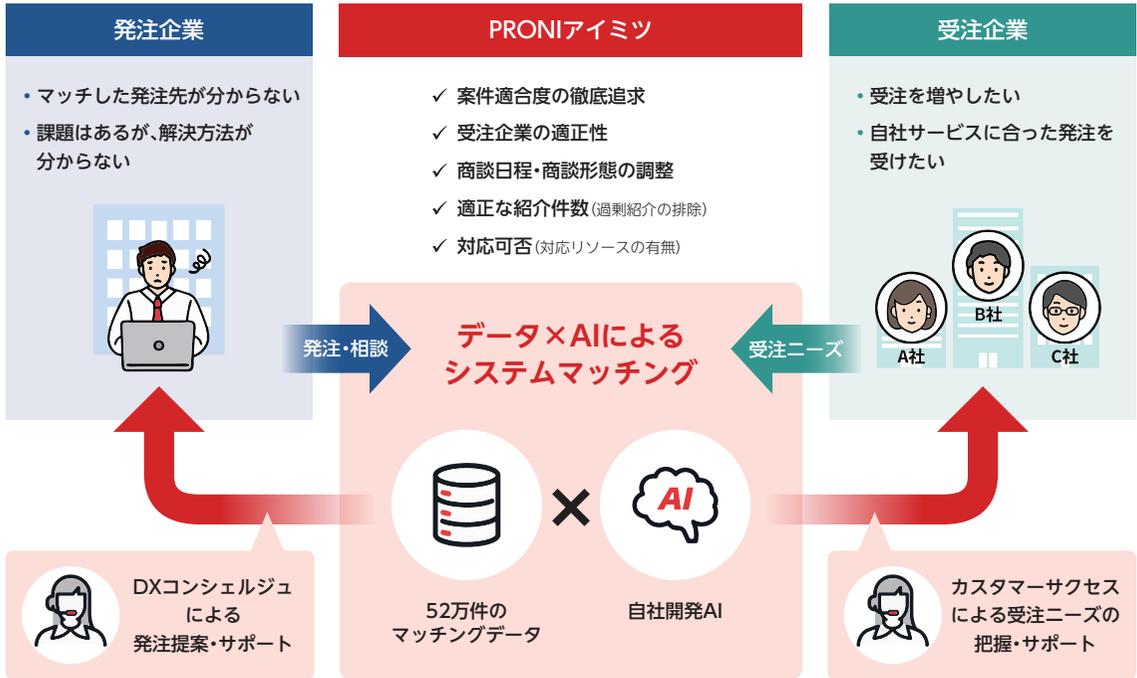
受注企業のカテゴリー*



*2025年1月~9月において当社プラットフォームにて課金が発生したサービスカテゴリーより当社作成(売上高ベース)

最適な出会いを実現するマッチングの仕組み

データ×AIを活用したシステムマッチングにより、多様なニーズを的確且つ柔軟に結合
ニーズの把握や受発注のサポートには「人」の力も活用

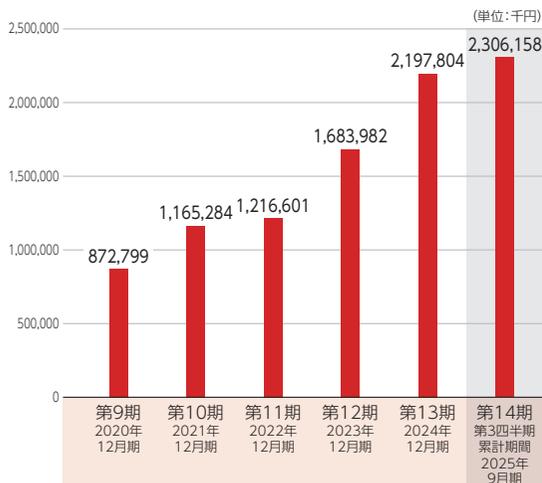


データ×AIが支える高精度なマッチングシステム

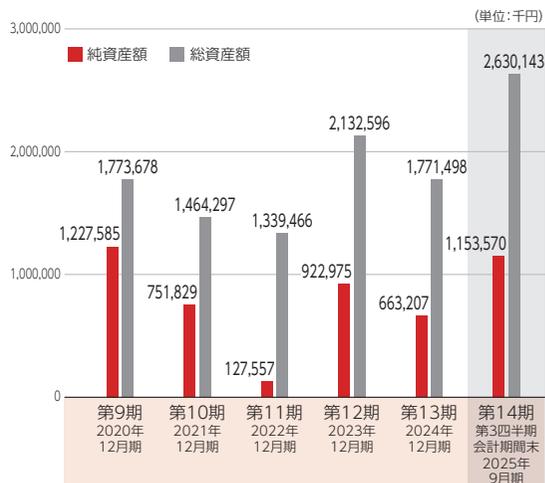
データとAIが、人力では不可能なレベルの精密なマッチングをシンプルかつ強力な4ステップで実現



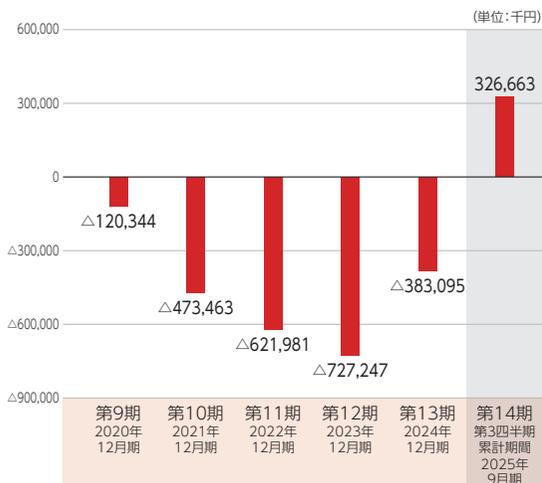
売上高



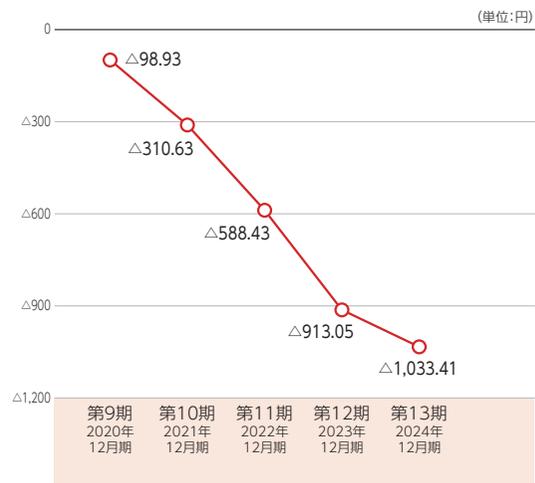
純資産額／総資産額



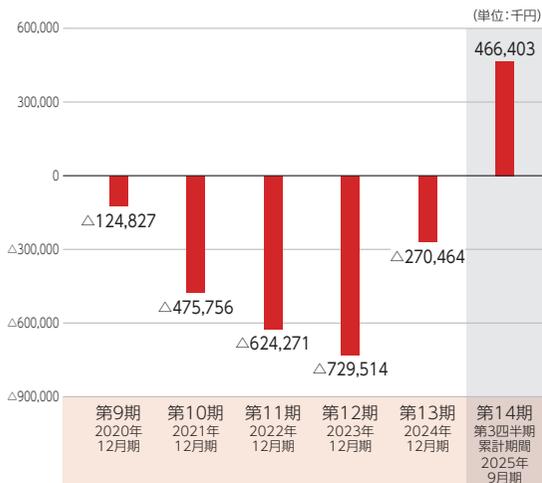
経常利益又は経常損失(△)



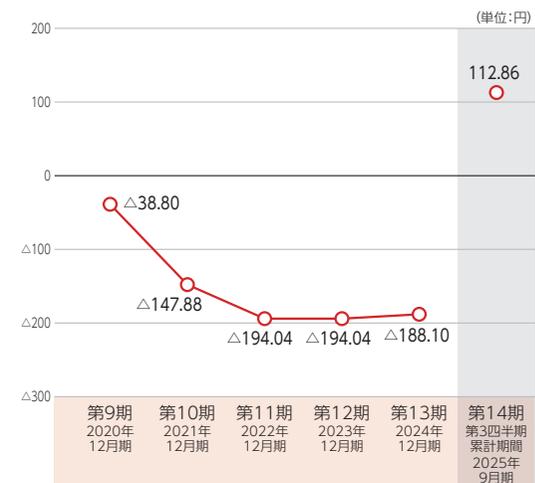
1株当たり純資産額



当期純損失(△)又は四半期純利益



1株当たり当期純損失又は1株当たり四半期純利益



(注) 当社は、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。上記では、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	8
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	9
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	23
5. 従業員の状況	23
第2 事業の状況	24
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	24
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	31
3. 事業等のリスク	32
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	38
5. 経営上の重要な契約等	43
6. 研究開発活動	44
第3 設備の状況	45
1. 設備投資等の概要	45
2. 主要な設備の状況	45
3. 設備の新設、除却等の計画	45
第4 提出会社の状況	46
1. 株式等の状況	46
2. 自己株式の取得等の状況	68
3. 配当政策	69
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	70

第5	経理の状況	81
1.	財務諸表等	82
(1)	財務諸表	82
(2)	主な資産及び負債の内容	134
(3)	その他	136
第6	提出会社の株式事務の概要	139
第7	提出会社の参考情報	140
1.	提出会社の親会社等の情報	140
2.	その他の参考情報	140
第四部	株式公開情報	141
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	141
第2	第三者割当等の概況	141
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	141
2.	取得者の概況	143
3.	取得者の株式等の移動状況	145
第3	株主の状況	146
	[監査報告書]	149

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月20日
【会社名】	PRONI株式会社
【英訳名】	PRONI Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 柴田 大介
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田三丁目20番14号住友不動産高輪パークタワー12F
【電話番号】	03-5475-5350
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部部长 小林 亮
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田三丁目20番14号住友不動産高輪パークタワー12F
【電話番号】	03-5475-5350
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部部长 小林 亮
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 367,625,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 2,559,189,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 448,589,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	250,000（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

（注）1 2025年11月20日開催の取締役会決議によっております。

2 当社は、2025年10月15日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 発行数については、2025年12月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2025年12月16日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2025年12月5日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	250,000	367,625,000	216,250,000
計（総発行株式）	250,000	367,625,000	216,250,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,730円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,730円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は432,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2025年12月17日(水) 至 2025年12月22日(月)	未定 (注) 4	2025年12月23日(火)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2025年12月5日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月16日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 2025年12月5日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2025年12月16日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 2025年11月20日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2025年12月16日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、2025年12月24日（水）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 申込み在先立ち、2025年12月9日から2025年12月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号
株式会社三井住友銀行 目黒支店	東京都品川区上大崎4丁目1番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	250,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2025年12月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	250,000	—

(注) 1 引受株式数は、2025年12月5日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日(2025年12月16日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
432,500,000	10,000,000	422,500,000

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,730円)を基礎として算出した見込額であります。2025年12月5日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額422,500千円については、①借入金の返済及び②人材の採用・育成費に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

①借入金の返済

金融機関からの借入金の返済として349,576千円(2026年12月期:265,818千円、2027年12月期:83,758千円)を充当する予定であります。この新株の発行及び借入金の返済を通じて、上場企業としての財務体質及び経営基盤の安定化を図ります。

②人材の採用・育成費

当社が重点的にマッチングに取り組むDX市場は、労働人口の減少や中小企業の人手不足・低生産性等を背景に、近年急速に拡大しております。この成長機会を確実に捉えるため、新株発行による手取金を、マッチングのための発注獲得やマッチング支援を担う人材、並びにマッチングの質を高めるAI関連人材の費用等に充当する予定です。具体的には、これらの人材の人件費や採用費として、72,924千円(2026年12月期:72,924千円)を充当する計画です。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年12月16日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	1,479,300	2,559,189,000	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 JICベンチャー・グロース・ファンド1号 投資事業有限責任組合 270,100株
				東京都港区海岸一丁目7番1号 株式会社リブセンス 234,800株
				東京都品川区 栗山 規夫 227,200株
				東京都千代田区丸の内二丁目3番2号郵船 ビルディング ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合 164,400株
				東京都文京区 柴田 大介 142,000株
				東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 MICイノベーション5号投資事業有限責任組合 60,000株
				東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵政キャピタル株式会社 60,000株
				東京都港区虎ノ門五丁目9番1号 Spiral Capital Japan Fund2号投資事業有限責任組合 52,500株
東京都中央区銀座六丁目7番18号 池森ベンチャーサポート合同会社 45,000株				
東京都港区六本木一丁目6番1号 SBI 4&5 投資事業有限責任組合 30,000株				

種類	売出数 (株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
				東京都港区赤坂五丁目3番1号 HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND投資事業 有限責任組合 30,000株
				東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリー ンヒルズMORIタワー35階 UBV Fund- I Growth投資事業有限責任組合 30,000株
				東京都世田谷区 春田 真 18,000株
				東京都港区 西野 孝明 16,600株
				千葉県柏市 菅原 洋介 16,500株
				東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリー ンヒルズMORIタワー35階 UBV Fund- I 投資事業有限責任組合 15,000株
				東京都新宿区新小川町5番5号サンケンピ ル4階 株式会社アガルート 15,000株
				東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 NVCC 8号投資事業有限責任組合 15,000株
				東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組 合 15,000株
				東京都中央区日本橋二丁目3番4号 三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任 組合 15,000株
				千葉県流山市 林 光洋 7,200株
計(総売出株式)	—	1,479,300	2,559,189,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されて
おります。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一
であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたし
ます。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,730円)で算出した見込額でありま
す。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメン
トによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証 拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2025年 12月17日(水) 至 2025年 12月22日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6 番21号 楽天証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2025年12月16日）に決定いたします。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と2025年12月16日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2025年12月24日（水））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

8 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	259,300	448,589,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	259,300	448,589,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2025年12月24日から2025年12月26日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,730円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2025年 12月17日(水) 至 2025年 12月22日(月)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商品 取引業者の本支店及び 営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（2025年12月16日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2025年12月24日（水））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、2025年12月24日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

2. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエアオプション」という。）を、2025年12月26日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2025年12月26日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である栗山規夫及び柴田大介、貸株人である株式会社エールユー、売出人であるJICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合、株式会社リブセンス、日本郵政キャピタル株式会社、HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND投資事業有限責任組合、池森ベンチャーサポート合同会社、UBV Fund-I Growth投資事業有限責任組合、UBV Fund-I 投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合、株式会社アガルト、三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合、林光洋、春田真及びその他1名、並びに当社の株主である中村哲朗及び福留大士は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（2026年3月23日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上の価格で、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、売出人であるMICイノベーション5号投資事業有限責任組合、Spiral Capital Japan Fund2号投資事業有限責任組合、SBI 4&5 投資事業有限責任組合及びNVCC 8号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後360日目（2026年12月18日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上の価格で、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

加えて、当社の新株予約権を保有する柴田大介、中村哲朗、株式会社SBI新生銀行、合同会社タチアゲ、乙部智佳及びその他83名は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等（ただし、新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

さらに、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエアオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間であっても、その裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募

集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	872,799	1,165,284	1,216,601	1,683,982	2,197,804
経常損失 (△) (千円)	△120,344	△473,463	△621,981	△727,247	△383,095
当期純損失 (△) (千円)	△124,827	△475,756	△624,271	△729,514	△270,464
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	321,722	321,722	321,722	413,256	413,256
普通株式 (株)	224,725	224,725	224,725	224,725	224,725
A種優先株式 (株)	21,970	21,970	21,970	21,970	21,970
B種優先株式 (株)	75,027	75,027	75,027	75,027	75,027
C種優先株式 (株)	—	—	—	91,534	91,534
純資産額 (千円)	1,227,585	751,829	127,557	922,975	663,207
総資産額 (千円)	1,773,678	1,464,297	1,339,466	2,132,596	1,771,498
1株当たり純資産額 (円)	△989.27	△3,106.33	△5,884.27	△9,130.53	△10,334.06
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失 (円)	△388.00	△1,478.78	△1,940.41	△1,880.98	△654.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	69.2	51.3	9.5	43.3	36.8
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△694,208	△343,214
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△5,623	△1,152
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	1,413,313	△179,184
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	1,723,100	1,199,549
従業員数 (人)	53	87	86	122	123
(外、平均臨時雇用者数)	(38)	(65)	(71)	(78)	(69)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、第9期から第13期については1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。

5. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
6. 1株当たり純資産額については、優先株式の払込金額を控除して計算しております。
7. 第9期から第13期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 第12期及び第13期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第9期、第10期及び第11期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
10. 第9期、第10期及び第11期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目を記載しておりません。
11. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第11期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
12. 第13期まで株式で調達した資金を用いて人材等の体制拡充を含めた成長投資に充てており、損失を計上しております。
13. 減資について
株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少について
当社は、2025年11月20日開催の取締役会において、新株式の発行（以下、「本件公募増資等」という）及び本件公募増資等と同時に、資本金の額を15億円（ただし、当該新株式発行により増加する資本金の額が15億円を下回る場合は、当該金額）、資本準備金の額を15億円（ただし、当該新株式発行により増加する資本準備金の額が15億円を下回る場合は、当該金額）をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。上記資本金及び資本準備金の額の減少（以下、「本件減資等」という。）は、会社法第447条第1項及び第3項並びに第448条第1項及び第3項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。本件減資等は、本件公募増資等と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、本件公募増資等の資本金の額及び資本準備金の額は、本件公募増資等前の資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ下回しません。当社が属するBtoB受発注プラットフォーム市場は、DX推進や人手不足を背景に中長期的な成長が見込まれる一方で、競争環境の激化や景気変動の影響を受けやすい側面も有しております。当社においては、成長領域への先行投資を継続しつつ、より柔軟な資本政策を可能とする財務基盤の構築が重要な経営課題であります。このような状況の中、当社としては、本件公募増資等によって財務基盤の強化及びこれに伴う投資余力の拡大等を図るとともに、併せて、本件減資等を実施することにより、当社の資本金の額は本件公募増資等後も引き続き1億円となるため、法人税法上の中小法人等として、過去10年以内に生じた繰越欠損金について課税所得の全額まで控除が可能となるなど、税法上、いわゆる中小企業向けの措置の適用を受けることが引き続き可能となります。これにより、本件公募増資等だけでなく、本件減資等についても、当社のキャッシュ・フローなどの財務基盤の強化及びこれに伴う投資余力の拡大等に資するものと考えております。また、当社としては、本件公募増資等本件減資等を通じて、財務基盤の強化及びこれに伴う投資余力の拡大等を図るとともに、増加する資本金及び資本準備金を資本剰余金に振り替えることは、将来的な選択肢としての株主への利益還元を含めた資本政策の柔軟性を確保することにも繋がると考えております。
14. 2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第9期、第10期及び第11期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
1株当たり純資産額 (円)	△98.93	△310.63	△588.43	△913.05	△1,033.41
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 (円)	△38.80	△147.88	△194.04	△188.10	△65.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

当社は代表取締役栗山規夫により、2012年10月に「受発注を変革するインフラを創る」をビジョンに設立されました。

- 2012年10月 株式会社ユニラボ（現 PRONI株式会社）を東京都目黒区にて創業
- 2014年2月 ビジネス比較・発注サイト「アイミツ」をリリース
- 2014年9月 「発注コンシェルジュサービス」をリリース
- 2014年11月 本社を品川区西五反田一丁目32番4号に移転
- 2016年2月 本社を品川区東五反田一丁目6番3号に移転
- 2020年7月 本社を東京都品川区東五反田三丁目20番14号に移転
- 2020年12月 アイミツにSaaSカテゴリーを追加
- 2021年4月 新サービス「アイミツCLOUD」リリース（現 PRONIアイミツ（現在、サービス・機能はPRONIアイミツへ統合・再編））
- 2022年12月 第4回日本サービス大賞・優秀賞を受賞（主催：公益財団法人日本生産性本部、後援：経済産業省）
- 2023年9月 リブランディングの実施。社名を「PRONI」へ、サービス名称を「PRONIアイミツ」へ変更
- 2024年5月 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（注1）認証取得

（注1）ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）は、組織の情報資産を保護するために情報セキュリティを管理・維持する体制です。リスクアセスメントを行い、適切な管理策を実施し、継続的な改善を行うことで、機密性・完全性・可用性を確保します。ISO/IEC 27001などの国際規格に基づき運用されることで、信頼性が高まり、ビジネスリスクの低減や法規制への対応が可能となります。

3【事業の内容】

(1) 当社のパーパスと日本経済の状況

当社は、「中小企業の挑戦を支援し、日本経済の再成長に貢献する」というパーパスと「受発注を変革するインフラを創る」というビジョンを掲げ、IT関連を中心としたサービス領域において、発注企業と受注企業の最適なマッチングの実現を目指すBtoB受発注プラットフォーム「PRONIアイミツ」を運営しております。

当社では、発注企業の多様な発注ニーズや経営課題に対応できるよう、広範なサービス領域におけるマッチングを推進しておりますが、特にITサービスやSaaS (Software as a Service) ツール等のマッチングを通じた中小企業のデジタルトランスフォーメーション化 (DX化) に注力し、日本社会の様々な「不 (経営課題)」を解決し、中小企業及び日本経済の成長を後押しすることを目指しています。

日本の中小企業が抱える経営上の「不 (経営課題)」は多岐に亘りますが、当社では、主要なものを下記と考えております。

- ・人手不足
- ・営業力・販路開拓力の不足
- ・生産性の低さ

このうち、「生産性の低さ」については、日本の労働生産性はOECDに加盟する38ヶ国中32位であり (注1)、その低さは日本経済の最大の課題の一つであると認識しています。日本の低生産性の大きな要因としては、企業数において日本全体の99%超を占める中小企業の労働生産性が大企業の50%程度に留まっていることが挙げられます (注2)。

この状況から、当社は、中小企業の実産性の向上が日本経済の再成長の最大の鍵の一つであると考え、上記の課題のうち、特にDXを通じた生産性の向上の実現を目指しています。

(注1) 公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較」

(注2) 中小企業庁「中小企業白書」(2025年)、総務省統計局「令和3年経済センサス - 活動調査」(2021年)

(2) サービス概要

マッチング領域

当社のBtoB受発注プラットフォームは、企業経営におけるあらゆる課題や業務に対応できるよう、広範な領域におけるマッチングを推進しております。具体的には、営業・マーケティングといった事業部門の強化のためのサービスやBPO (注1) から、経理・財務、人事・法務といった管理部門の専門業務まで多様な経営ニーズに対応しております。これらの広範なマッチング領域の中で、その中核をなしているのは、DX化に資するIT関連領域であり、SaaSツールやシステム開発等のサービスのマッチングが主要カテゴリーとなっております。なお、受注企業が提供するサービスに応じてカテゴリーを区分した運営を行っておりますが、当社が提供するサービスの基本的な構造は共通であるため、当社サービスや事業セグメントとしての区分はございません。

受発注企業への提供価値

発注企業は、マッチングによる発注を通じて、DX化やアウトソーシングによる人手不足の解消や生産性の向上を図ることができ、また、マーケティング支援サービスの導入や営業のアウトソーシング等による営業力や販路開拓力の強化が可能になると考えております。また、受注企業は、当社プラットフォームの活用を通じて、顧客獲得効率の改善や売上増の実現を図ることが可能です。

「データ×AI」を軸としたマッチングシステム

具体的なマッチングプロセスとしては、発注企業が当社Webサイトやヒアリングを通じて要件情報を当社プラットフォームに登録すると、マッチングシステムが経営課題や発注要件を解析し、最適な受注企業候補を抽出するとともに、要件に合致した受注企業に案件情報が連携され、マッチングを実現します。

このマッチングプロセスにおいては、AIや当社が創業来蓄積したマッチングデータベースが全面的に活用されており、最適なマッチングの実現を図るとともに、オペレーションの迅速化や企業間取引の効率化を促進することを目指しています。

DXコンシェルジュによるマッチング及び経営課題解決支援

マッチングに際しては、DXコンシェルジュ (注2) をはじめとするサポートチームが発注企業の経営課題や発注要件をヒアリングし発注の伴走支援を行うことで、受発注企業双方にとって、より精緻且つ質の高いマッチングの実現を推進しております。

また、DXコンシェルジュは、問い合わせのあった発注の要件を精査するのみならず、発注企業の経営課題の理解を通じて、新たな発注獲得や発注提案を行い、継続的に発注企業の経営課題の解決を目指しております。このように「データ×AI」が実現するマッチングの最適性・効率性と、DXコンシェルジュをはじめとする「人」の介在による質の高いサポートを融合させることで、受発注企業の経営課題に対し最適な解決策の提供を目指すプラットフォームを展開しております。

料金体系

サービス利用に際しては、発注企業の利用料を無料とし、受注企業からはマッチング手数料やシステム利用料等を受領する仕組みを採用しております。受注企業の利用料は、受注企業が提供するサービス領域や領域ごとの発注数等の発注動向、受注企業の意向等に応じた多角的な料金体系を設計することで、受注企業の利便性及び満足度の向上、当社収益の安定化を図っております。

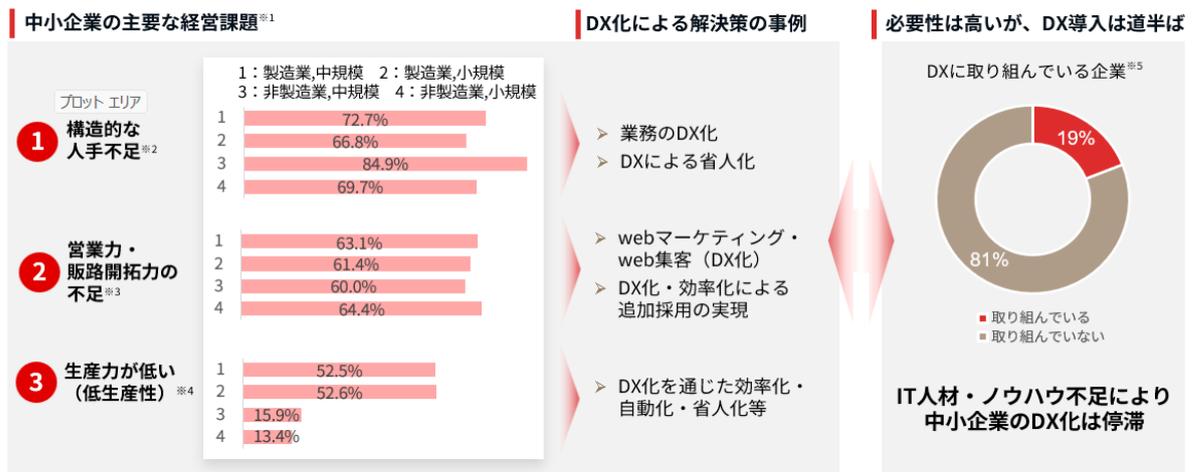
具体的には、受注企業の利用料の形態は、①マッチング課金、②月額課金、③その他課金に大別されます。サービス領域に応じて設定される主たる料金体系は、SaaS領域においてはマッチング課金、他の役務サービス領域においては月額課金が中心となっております。役務サービス領域では、月額課金を中心としつつも、発注の動向や受注企業の意向に応じて、マッチング課金も選択的に設定されています。各料金体系の詳細及び特性は下記の通りであります。

- ①マッチング課金：当社プラットフォーム上で発注企業と受注企業のマッチングが成立した際に、受注企業に対して発生する従量型の利用料。マッチング課金の総額は、マッチング課金契約を結ぶ受注企業に対して、当社プラットフォームで実現されたマッチングの数に原則として連動
- ②月額課金：マッチングに伴うシステム利用料やメディア掲載料等を基礎とする月額固定型の利用料。いずれの利用料も実現されるマッチングの数には短期的には連動しないが、中長期的にはマッチングの数を中心とした当社プラットフォームの規模に連動
- ③その他課金：初期登録費用や一部の契約において発生するマッチング後の成約に伴う成約手数料等。原則、②月額課金に付随する形で販売される。いずれの利用料も実現されるマッチングの数には短期的には連動しないが、中長期的にはマッチングの数を中心とした当社プラットフォームの規模に連動

(注1) ビジネスプロセスアウトソーシング

(注2) 発注企業へのヒアリングを通じて発注要件の把握や発注支援を行い、またヒアリング結果に基づく追加発注提案等を通じて経営支援を提供するチーム

中小企業の経営課題とDX化の導入状況



(注) 1. (株)野村総合研究所「中小企業の経営課題と公的支援ニーズに関するアンケート」

2. アンケート回答「構造的な人手不足」の具体的内容：人材の確保・育成、後継者の育成・決定

3. アンケート回答「営業力・販路開拓力の不足」の具体的内容：営業力・販売力の維持強化、国内の新規顧客・販路の開拓、海外の新規顧客・販路の開拓

4. アンケート回答「生産性が低い」の具体的内容：設備増強、設備更新、設備廃棄

5. 中小企業基盤整備機構「中小企業のDX推進に関する調査 (2024年)」

中小企業の経営課題を「プロとの出会い」を通じて解決するプラットフォーム
 - 特に中小企業のDX化をマッチングを通じて実現 -



中小企業の経営課題をマッチングを通じて解決



当社事業の詳細と主な強みは以下のとおりです。

①BtoB総合プラットフォームとしての独自性と業界有数の事業規模

当社は、受発注プラットフォームの提供を通じて、システム開発等のIT関連領域（SaaS、AI除く）、SaaS領域、AI領域（AIを活用したソフトウェアやITサービスを含む）、販促サービス領域、HR領域、オフィス総務領域等、幅広いサービスカテゴリーにおいて、発注企業と受注企業のマッチングを実現しています。当社では、一般的には特定の領域に特化するプラットフォーム事業者が多く、広範なカテゴリーにおいて横断的に総合型プラットフォームを運営する企業は少数に留まると認識していることから、当社プラットフォームはBtoB領域において、独自のポジショニングを確立していると考えています。

また、当社プラットフォームは、累計64万件のマッチング実績（マッチング成立数：注1）を有し、発注企業数（注2）は24万社、課金受注企業数（注3）は1千社を超える規模に達しており（いずれも2025年9月時点）、当社では、事業規模は少なくとも業界有数と言えるものであると認識しております。

この独自のポジショニングとプラットフォームとしての有数の事業規模は、当社事業領域における参入障壁として機能するとともに、多くの利用企業が相乗効果的に集まることでマッチングの質や顧客体験の向上を実現し、更にプラットフォームが拡大する好循環を生んでいるものと考えています。

加えて、総合型プラットフォームであるため、特定のカテゴリーで発注を行った企業が他のカテゴリーにおいても発注を行う余地が大きく、発注企業の経営課題に網羅的に対応することが可能であるとともに、追加的な発注獲得を通じたマッチング成立数の増大、更にはプラットフォームの成長を実現しやすい事業構造を有していると考えております。

（注1） マッチング成立：発注企業と受注企業の希望要件及び当社所定の確定ステータスを満たした上で、紹介が確定すること。受注企業に対しては、直接または間接的に課金の根拠となる。マッチング成立数は、マッチング成立の件数

（注2） 当社との契約に基づき、発注会員としてのステータスを有する企業数

（注3） 契約している受注企業のうち、25年1～9月の間に当社サービスの利用があり、課金が発生した企業の数

②大容量かつ詳細な一次情報を有するデータベース

当社は創業以来、64万件を超えるマッチング実績と、継続的な受発注企業との連携を通じて、大容量かつ詳細な一次情報データを蓄積しています。

このデータベースは、マッチングデータ（案件種別、取引規模、成立までの経緯等）のみに留まらず、発注企業の経営課題や発注ニーズ、受注企業の案件ニーズや企業規模・事業領域等、多岐にわたる情報を継続的に蓄積・更新しています。

この豊富かつ多層的なデータベースは、最適なマッチングを実現するための企業の選定や、発注企業の新たな課題の特定と追加提案等の主要業務を支え、持続的な成長を生み出す強固なビジネス基盤を構成していると考えています。

③AIを活用した高精度なマッチングシステム

当社のマッチングシステムは、ヒアリング等により把握した受発注企業双方の最新のニーズを、豊富なマッチング実績に基づくアルゴリズムと生成AIで解析し、双方にとって最適な出会いを追求しています。生成AIは、ニーズの抽出から候補提示に至る全工程を支える基盤として機能し、精度と迅速性の両立を支えています。

実際のマッチングにおいては、まずヒアリングやwebフォームを通じて把握した双方のニーズをAIが構造化し、発注及び受注要件の抽出・整理を行います。これらのニーズのマッチングを行う際には、新たに把握したニーズのみならず、当社データベースとも照合を行い、過去の取引実績、企業規模、サービス提供体制、案件への対応可否、品質・納期の履行状況、各企業の経営課題等の多面的情報を総合的に評価して候補企業を選定します。これらの工程は生成AIにより処理され、案件ごとに最も適したビジネスパートナー候補を迅速に導出することで、満足度の高いマッチングの実現を追求しています。さらに、発注企業に対しては、単発のマッチング成立に留まらず、このシステムを通じて経営課題や将来的な発注ニーズを把握することで、継続的に追加の発注提案を行い、長期的な事業サポート及び経営課題解決を実現しています。

また、マッチングの精度や迅速化に留まらないプラットフォームの付加価値を高める仕組みとしては、当社による商談日程の調整、発注企業に複数の受注企業を紹介する仕組みを通じた選定・成約の促進、受発注企業双方に対する人的サポート、プラットフォーム利用時の厳格なルールの適用等、多様な機能・サポートの提供を行い、利用企業の満足度の最大化を追求しています。

④DXコンシェルジュと発注チャネル

DXコンシェルジュ

当社では、マッチング精度を向上させるため、原則として、DXコンシェルジュと呼ばれるスタッフが構成するサポートチームが、発注企業の詳細な要件をヒアリングし、最適な受注企業の紹介のみならず、発注に関する助言や情報提供を通じて発注の支援を行っています。

また、DXコンシェルジュは、ヒアリングや継続的なサポートを通じて得られる一次情報をもとに、「誰に頼めばよいか分からない」「解決策が見えない」といった障壁を解消するとともに、発注企業が気づいていない新たな発注ニーズの発見や追加提案を行い、新たな発注の創出を通じた経営改善を行っています。特に当社は総合型のプラットフォームであるため、追加的な発注の余地や経営改善の幅が大きいことから、DXコンシェルジュチームの提案の効果が発揮されやすい事業構造にあり、持続的なマッチング規模の拡大に繋がっていると考えております。

また、発注案件に対応する受注企業側においても、DXコンシェルジュが的確に発注企業の発注要件や発注確度、経営課題等を精査した上で、その発注案件を選定・対応できることから、受注企業も自社サービスやリソースに最適化された案件に出会う可能性が高まります。結果的に、受注企業の営業効率と成約率の向上が図られ、受注企業の満足度の向上及び継続利用に結びついていくことから、さらなるプラットフォームの拡大に繋がっていくものと考えています。

発注チャネル

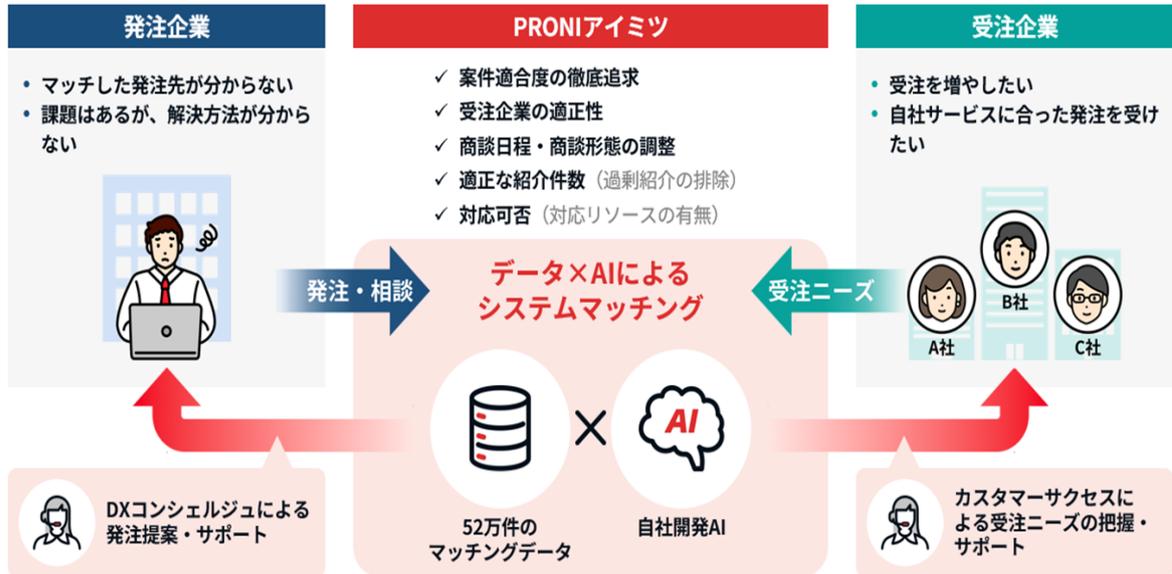
当社プラットフォームの発注チャネルは、ウェブ上のオウンドコンテンツやSEO経由のオンラインチャネルと、DXコンシェルジュや外部パートナー（注1）等によるオフラインチャネルに大別され、両チャネルが相互に補完、連携し合う形で発注の最大化を図っています。

オンラインチャネルにおいては発注企業自らがウェブ経由で自発的且つ迅速に発注を行うシステムを構築しておりますが、オンラインチャネル経由で発注を行った企業に対しても、DXコンシェルジュによる継続サポートや提案活動を通じたオフラインチャネルによる追加発注を喚起しています。

さらに、オフラインチャネルで発注した企業によるオンラインチャネルにおける自発的な発注の促進も行っており、このようにオンラインとオフラインが連続的に循環する複合的な発注創出サイクルを構築しています。このサイクルを通じて、利用企業の経営改善と当社プラットフォームの持続的な成長の両立を目指しています。

（注1）当社に対して発注企業の紹介や取り次ぎを行う提携企業

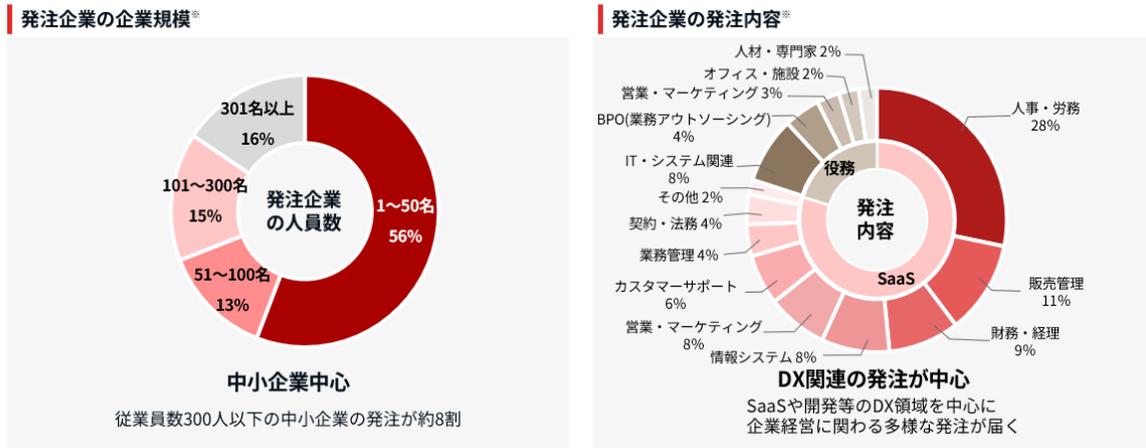
なお、当社は、適合度の高いマッチングの実現や発注を通じた発注企業の経営課題解決など、マッチングの質や機能の向上に注力する観点から、マッチング後の商談やその後の交渉等当事者間については、原則として当事者間にて実施いただく仕組みを採用しています。他方で、当社は、マッチングの実現に加え、マッチングに際しての商談日程の調整及びアポイントの確定、成約の実現に向けてのサポートや助言、さらには商談前後の当事者間のトラブル等の対応についても、中核業務として定常的に実施しています。このように、適合度の高いマッチングの実現のみならず、成約率の向上やプラットフォームとしての健全性の確保も追求し、マッチングを軸とした付加価値の最大化を図ってまいります。



データ×AIが支える高精度なマッチングシステム

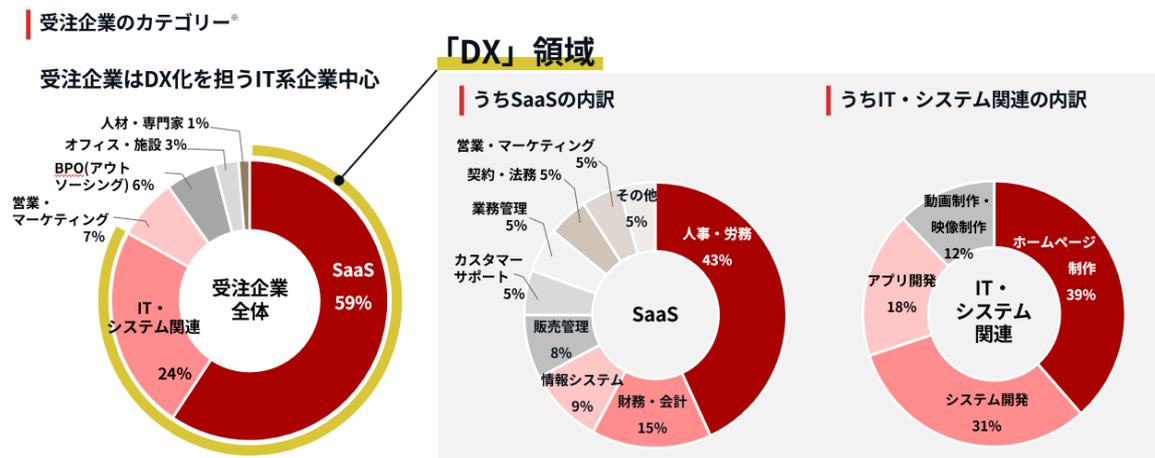


PRONIには、中小企業を中心に、幅広い発注・相談が届く
 発注内容は、IT関連を中心に、マーケティングや人材・BPOまで多岐に亘る



(出典：2025年1月～9月において当社プラットフォームにて発生した発注内容より、発注件数に基づき、当社作成)

発注企業のDXを推進するIT関連企業が中心
 中小企業中心の発注企業に対して、受注企業にはエンタープライズ企業も多い



(出典：2025年1月～9月において当社プラットフォームにて課金が発生したサービスカテゴリーより当社作成)

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
158 (31)	34.0	2.2	6,293

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇
用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）
外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は組成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休
業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象で
はないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「中小企業の成長を支援し、日本経済の再成長に貢献する」というパーパスと、「受発注を変革するインフラを創る」というビジョンの下、発注企業と受注企業のマッチングを通じて、日本経済が直面する人口減少や生産性低下といった構造的課題の解決を目指しております。

多くの日本の中小企業は、こうした環境変化を背景に、本来注力すべき業務に十分なりソースを割くことができず、結果として経営資源の最適活用が進まずに、成長ポテンシャルを十分に発揮できていないのが実情であると認識しております。

当社は、こうした課題の解決に向け、マッチングを通じて専門性・経験を有するプロフェッショナルな企業の力を適切に活用し、より高い成果を実現する仕組みを提供しております。これにより、各企業が自らの強みに集中し、外部の専門家と相互補完的に連携することで、社会全体としての業務最適化が進展すると考えております。

なお、当社の社名である「PRONI（プロニ）」は、「プロに出会う。プロになる。」という考え方に由来しております。プロフェッショナルの力を信頼し、任せることによってこそ、自社の成長が加速し、最終的には自らも“プロ”として進化していくという、仕事の在り方を表現しています。こうした想いを体現するブランドとして、当社は中小企業の挑戦を支えていきたいと考えています。

当社は、この最適化の連鎖を生み出す仕組みとして、マッチングプラットフォームの拡大を推進し、中小企業が自らの強みを最大限に発揮できる環境を整備することで、日本経済の持続的な再成長に貢献してまいります。

(2) 経営環境

日本の労働生産性は、日本企業の大半を占める中小企業の低生産性を背景に、先進諸国の中でも低位に留まり、日本経済の成長における最大の課題の一つとなっております。また、今後、更なる少子高齢化及び労働人口の減少が進むことから、中小企業及び日本経済の生産性、成長性の維持は容易ではない状況となっております。

このような状況下、官民を問わず、デジタルを活用した事業変革や業務改善が、日本経済及び企業の生産性、成長性の向上にとって急務であるという意識が高まっており、DX化の推進や、AIやSaaSツールの活用ニーズが急速に高まっています。

これらのニーズ及び社会的要請の強まりを受け、当社ではSaaSやAIツールのマッチングを中心に、中小企業のDX化や生産性の向上、売上の増大、経営課題の解決等を支援し、同時に当社事業の拡大を図ることを経営戦略の柱としております。

これらの当社が注力する主要なマッチング領域においては、下記の通り、急速な市場拡大が予想されており、市場の拡大に伴い当社の事業機会も大きく広がっていくと考えております。

「AI市場」

2024年における日本のAI市場の規模は1.3兆円を見込み、2029年には4.2兆円に拡大すると予想されます。

出典：IDC JAPAN『国内AIシステム市場予測、2024年～2029年』

「SaaS市場」

2023年における日本のSaaS市場の規模は1.3兆円を見込み、2028年には2.0兆円に拡大すると予想されます。

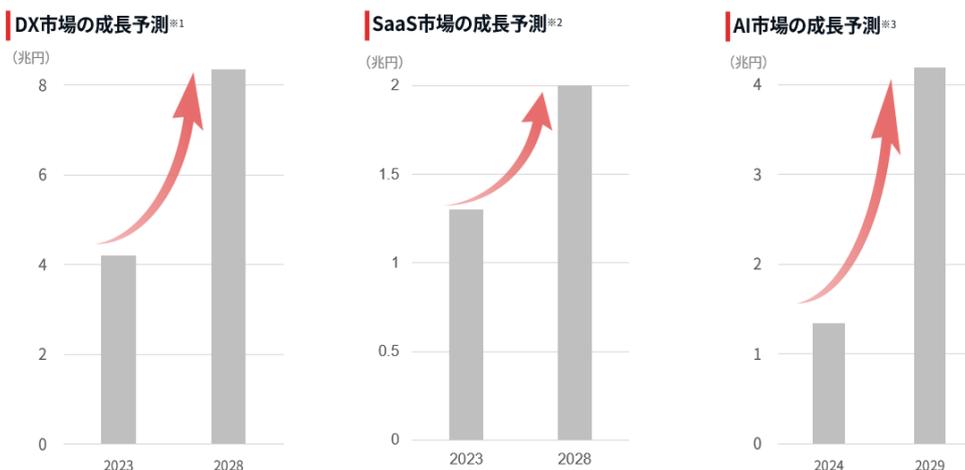
出典：IDC JAPAN『国内パブリッククラウドサービス市場予測、2024年～2028年』

「DX市場」

2023年における日本のDX市場の規模は4.2兆円を見込み、2028年には8.4兆円に拡大すると予想されます。

出典：富士キメラ総研『ソフトウェアビジネス新市場2024年版』

当社の”主戦場”であるDX・SaaS・AI領域は、急速な成長を見込む



このようなDX化の進展やSaaS・AI市場の急速な拡大を背景に、当社は、この成長領域を中心に、システム開発やIT関連、販促、HR、オフィス総務など幅広いカテゴリーを対象とした総合型BtoBマッチングプラットフォームを運営しております。

一般的なBtoBプラットフォームの多くが特定カテゴリーに特化して展開する傾向が強いと当社では考えておりますが、当社は、カテゴリーを横断して発注・受注の双方を支援する総合型モデルを採用しており、複数領域を一体的に取り扱うことによって独自性を確立することを目指しています。

総合型プラットフォームの構築には、発注・受注双方の同時獲得、複数カテゴリーの展開に伴う営業・運用リソースの確保、一定の流通量を確保するまでの採算性確保、さらには中小企業への人的支援体制の整備など、多面的な要素が求められることから、参入障壁の高い事業モデルであると認識しております。

当社では、こうした実現に際して高度な運営体制と多面的なノウハウが求められる領域において、早期から総合型として事業を展開してきたことが、結果的に他社との差別化要素となるものと考えております。今後も、成長が期待されるDX・SaaS・AI領域を中心に、総合型プラットフォームとしての拡張を進め、当社独自のポジショニングをさらに確立していくことを目指してまいります。

(3) 経営戦略

当社は、持続的な成長を実現するため、以下の戦略を推進しております。

①チャネル戦略

当社は、発注企業の経営課題や発注ニーズを効率的に捕捉し、発注機会を創出するため、オンラインチャネルとオフラインチャネルを組み合わせた多角的なチャネル戦略を展開しております。

オンラインチャネル

ウェブ上のオウンドコンテンツを活用した集客及び発注ニーズ喚起施策、ウェブ広告の運用、検索エンジン最適化（SEO）施策等を通じて、ウェブ経由で発注の獲得を行うチャネルです。当該チャネル経由で流入する発注ニーズは、事前に発注企業が具体的なサービス群やカテゴリーを特定しているケースが多く、流入後のウェブ上での解析やDXコンシェルジュのヒアリング等も経て、スピーディーに発注要件の確定や受注企業とのマッチング・商談に結び付く傾向があります。

オフラインチャネル

当社プラットフォームの発注経験がある発注企業を中心に、DXコンシェルジュチームや外部パートナーがヒアリングを行い、追加の発注ニーズを把握することを通じて、発注を創出するチャネルです。このヒアリングにおいては、発注ニーズの把握のみならず、発注企業の経営課題を深く把握し、その解決に資する新たな発注提案を行うことで、潜在的なニーズを顕在化させる形で発注を創出する取り組みも推進しております。これらのヒアリング及び提案に際しては、過去のマッチングデータを蓄積したデータベースに対してAIを活用した解析等を行い、より効果的且つ精度の高い提案を実現できる仕組みを構築しております。このオフラインによるアプローチは、発注企業が「経営課題はあるが、解決のために何をすべきか分からない」といった状況においても、人的な会話を通じて、課題解決に向けた発注の実現に繋がるケースが多いことから、中小企業の経営改善支援策として有効に機能していると考えております。

これらのチャネルが相互に連携し、潜在的・顕在的ニーズの双方を網羅的に捉えることにより、発注機会の最大化が図られ、当社の成長を牽引しております。

②データ戦略

当社は、長年の事業運営により、発注企業の経営課題や最新の発注ニーズ等を含む約24万社の発注企業データ、及び累計64万件を超えるマッチングデータ等、豊富な一次情報データを有しております。これらのデータは、以下に資する重要な情報基盤であり、強固な経営資産であると考えております。

マッチング精度の向上

累計64万件のマッチングデータから、成約に至った要因やパターン、利用企業の最新の意向や受発注要件等をAIも活用して多角的に解析し、単なる条件の合致に留まらない、成約確度の高いマッチングの実現を追求しています。

発注提案の精緻化

約24万社の発注企業データには、各社の発注や成約履歴、経営課題といった情報が含まれています。このデータを解析することで、発注企業の経営状況と関連性が高い潜在的なニーズを把握し、データに裏付けられた的確な追加提案を行うことで、更なる発注機会の創出を可能にしております。

適切な価格設計

過去の成約実績や類似案件の需給動向等のデータを解析することで、案件内容に応じた客観的な市場価格を把握するとともに、市場価格に応じた適正な課金額を受注企業に提示することを追求していく方針であります。

③マッチングシステムの高度化

当社は、発注企業と受注企業双方にとって最適なマッチングを実現するため、マッチングの質の向上を継続的に追求しております。

マッチング適合度の追求

当社では、データとAIに基づくシステムマッチングを軸に、マッチングの適合度を高め、顧客満足度及び利用継続性の向上を追求しております。具体的には、発注要件に対する受注企業のサービス適合度や対応可否、社内リソースの状況、案件特性に応じた適正な紹介企業数など、多面的な条件を考慮し、精緻なマッチングの実現を図っております。

マッチングの過程では、創業以来蓄積してきた、これらのマッチングアルゴリズムをAIにより高速に運用することで、精度と処理効率の両面から最適化を進めています。これにより、発注企業・受注企業双方にとってのマッチングの質、すなわち適合度を高水準で維持する仕組みを構築しております。

このマッチングの質は、マッチング成立数や受注企業ARPUなどの指標の推移にも直接的に反映される重要な経営要素であるため、当社ではこれらの指標をモニタリングしつつ、マッチングの質を軸とした顧客満足度や利用継続性の向上を図っています。

プライシングの最適化

当社はマッチングに応じて受注企業から課金額を受領しているため、適正な価格を受注企業に提示し、サービス利用の納得感を維持・向上することは、当社の中長期的な成長にとって重要な要素と考えております。そのため、発注案件ごとに、発注企業の従業員数等の特性、想定されるサービス利用額、案件に対する受注企業側の需要水準等、案件内容に応じた価格を設定することで、適正な価格設計と受注企業のサービス利用に対する納得感の向上を追求していく方針であります。

多層的な個別施策

利用企業の付加価値を最大化するため、マッチング適合度やプライシングの最適化に加え、受発注企業間の商談のアレンジ、即時マッチングの実現、発注案件の信頼性確保のための審査・ルール設計、受注企業のサービス品質管理のための審査・ルール設計、成約率向上に向けた専属チームによる受発注企業双方に対する伴走支援（成約サポート、品質サポート）等、複層的かつ緻密な各種施策を積み重ねております。これらの施策は受発注企業の利用の継続性を向上させることで、マッチング成立数や受注企業ARPUの増大を通じて、当社の持続的な成長を下支えするものと考えております。

④マッチング領域の拡大

当社は、SaaS市場、AI市場、DX市場といった主要なマッチング領域が今後も高い成長性を示すと見込んでおり、これらの領域における更なるマッチングの拡大を推進していく方針です。特にAI関連領域においては、サテライトサイト「AI最強ナビ」をローンチするなど、マッチングの拡大に注力しており、高い成長が見込まれるAI関連サービスの拡大を積極的に取り込む方針であります。

また、これらの領域におけるマッチングの拡大を通じて、発注企業の経営課題の把握や深耕が進むことで、他の領域における発注ニーズの把握も可能であることから、SaaS・AI・DX等のIT関連以外の領域についても、成長性や効率性を勘案しながら更なる拡大を追求してまいります。

⑤受注企業ARPU向上施策と利益戦略

当社は、上記の戦略を推進し、受注企業ARPU（Average Revenue Per User）（注2）の向上や効率的な発注獲得を軸に、持続的な利益の創出・拡大を図ってまいります。

受注企業ARPUの伸長

受注企業ARPUは「一受注企業当たりのマッチング成立数×マッチング単価」で構成される経営指標です。当社のマッチングに起因する当社は、この受注企業ARPUと課金受注企業数の掛け合わせで構成されることから、受注企業ARPUは当社の主要な経営指標の一つであります。現在、受注企業ARPUは、当社の売上が牽引する形で着実に増加しておりますが、今後も、チャンネル戦略やマッチングシステムの高度化を追求することで、増大に努めていく方針です。

リカーリング収益の増大

当社では、持続的な売上の増大に向けて、一受注企業当たりのマッチング成立数、すなわち利用頻度の向上が重要であると考えております。この一企業当たりのマッチング成立数の増加は、受注企業ARPUを押し上げるのみ

ならず、受注企業の利用継続性を高め、定着性の高い「リカーリング収益」の増大をもたらすものと認識しています。実際に、一企業当たりのマッチング成立数が多く、受注企業ARPUも高い企業は、当社サービスの価値を高く評価して活用していると考えられ、サービス利用の継続性が高い傾向が見られます。

このため当社では、リカーリング収益及びその売上比率の高さは、顧客の満足度と長期定着度合いを示すとともに、売上の安定性と持続性を測る重要な経営指標と位置付けています。受注企業ARPUと合わせて、リカーリング収益の動向を注視することで、持続的な成長を追求してまいります。

尚、リカーリング収益の具体的な定義は（４）経営指標に記載の通りであります。

利益増に繋がる効率的な発注獲得の追求

当社のマッチングに起因する利益は、マッチングに伴う売上と発注獲得コストの差分が根源的な要素となっております。発注獲得コストは、主にオンライン及びオフラインのチャンネル運営コストに集約されますが、このチャンネル運営コストは低水準に維持されており、発注の獲得が利益創出に繋がりがやすい収益構造を実現しております。今後も、チャンネルの強化施策やそのための経営リソースの配賦を通じた発注獲得が、売上増のみならず、利益増にも直接的に繋がる構造をさらに強化し、コスト効率を維持・向上させていく方針です。

利益構造

チャンネル戦略の推進やAIを活用したマッチングシステムの最適化によるマッチング成立数の増加、マッチングの質追求やマッチング成立数の増大を背景とした受注企業ARPUの向上、発注獲得コストの抑制を中心とした生産性の向上等により、2024年以降、当社の利益は増加しております。今後もこれらの施策に対するリソースの投下が利益増に繋がる構造を維持・向上させながら、持続的な利益の拡大を追求していく方針であります。

- (注) 1. マッチング成立：発注企業と受注企業の希望要件及び当社所定の確定ステータスを満たした上で、紹介が確定した状態。受注企業に対しては、直接または間接的に課金の根拠となる。マッチング成立数は、その件数。
2. 受注企業ARPU：一受注企業当たりの特定期間の平均売上高を年換算して算出。

(4) 経営上の目標達成の状況を判断するための客観的な指標

当社は、重要な経営戦略の進捗状況を測り、持続的な成長を実現するため、以下の経営指標を重視し、継続的な改善に努めております。

期	年月	マッチング成立数 (件)	受注企業ARPU (千円)
2022年 12月期	第1四半期	16,584	979
	第2四半期	17,382	1,000
	第3四半期	18,334	1,029
	第4四半期	18,901	1,170
2023年 12月期	第1四半期	23,431	1,176
	第2四半期	25,333	1,315
	第3四半期	25,865	1,395
	第4四半期	24,744	1,435
2024年 12月期	第1四半期	26,830	1,483
	第2四半期	28,866	1,590
	第3四半期	27,609	1,754
	第4四半期	33,765	2,016
2025年 12月期	第1四半期	35,766	2,205
	第2四半期	41,888	2,605
	第3四半期	44,611	3,078

マッチング成立数

発注企業と受注企業の希望要件及び当社所定の確定ステータスを満たした上で、紹介が確定した件数です。マッチング成立数は2022年12月期から継続して増加しております。これは、ウェブ広告を中心としたデジタルマーケティング施策の強化、リピート発注の促進に加え、受注企業の登録が促進され、マッチングの機会が拡大したことによるものと認識しております。このマッチング成立数の継続的な増加が、プラットフォームのネットワーク効果を強化し、当社の持続的な成長を実現する上で重要な指標であると認識しております。

受注企業ARPU

一受注企業当たりの特定期間の平均売上高を年換算して算出しております。SaaS市場、AI市場、DX市場といった主要なマッチング領域における高い成長性を背景に、これらの領域における一受注企業あたりのマッチング成立数からの課金額も拡大しております。（なお、上記の表内の数値は、各四半期の売上額を課金のあった受注契約企業数の期中平均（3か月平均）で除した上で、年換算して算出）

リカーリング収益

当社では、マッチング成立数や受注企業ARPUに加え、リカーリング収益及びその売上比率も主要な経営指標と位置づけており、その定義は下記の通りであります。

定義：マッチング課金のうち、直近6ヶ月間において6ヶ月連続で課金が発生、且つ、平均で月次10万円以上の課金がある企業の売上及び月額課金形態契約の企業の売上の合計

本指標は、当社プラットフォームにおける継続的かつ一定水準以上の利用が積み上がる度合いを把握するための主要KPIとなります。本指標の伸長は、受注企業ARPUの中長期的な上昇、利用企業の定着・継続利用の進展、及び売上の予見性・安定性の向上を同時に示唆するものであると考えています。なかでも、一定水準の課金が継続する企業群の厚みが増すことは、ARPUの通増と収益のストック性の強化につながることから、重要指標としてモニタリングを継続しております。

受注企業当たりの課金帯別の売上

当社では、受注企業ARPUとリカーリング収益の増大を追求していくために、受注企業の月次の課金帯別の売上や課金帯別の課金受注企業数も重要な指標と位置付けています。本指標はリカーリング収益のベースとなるだけでなく、受注企業の当社サービスに対する満足度や評価、その根幹となるマッチングの質の高さを測る指標と認

識しており、今後も重要指標としてモニタリングを継続する方針であります。

具体的には、受注企業の月次の課金帯を200万円以上、100万円以上から200万円未満、50万円以上から100万円未満、10万円以上から50万円未満、10万円未満の価格帯に区分し、これらの区分を中心にモニタリングしております。その上で、月次で10万円以上の課金がある企業はサービス利用の継続性が高い傾向があると認識していることから、当該課金帯の売上及び課金受注企業数の推移を注視しています。なお、2023年12月期以降は、全社的に受注企業ARPUが大きく増加する中で、各受注企業がより高い課金帯へ移行する動きが見られ、月次10万円以上の企業の売上比率が増加したほか、特に50万円以上や200万円以上の企業の売上が大きく伸長し、全社売上の増加に寄与しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①認知度の向上

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、当社の認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。以前から、インターネットを活用したマーケティング・広告活動等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

②優秀な人材の確保

事業の持続的な成長を実現するためには、優秀な人材を確保するとともに、当社のパーパスやビジョンを浸透させていくことが重要であると考えています。採用チャンネルの多様化を図るとともに、当社が解決を目指す社会課題の重要性や社会へのインパクトの大きさなども訴求することで、当社事業に共感する優秀な人材の確保を進めてまいります。

③プラットフォームの健全性の維持

当社は、様々なカテゴリーで多数の発注企業と受注企業を繋ぐプラットフォームを運営しているため、利用企業が安心して継続利用できる環境の整備が不可欠であると考えています。受発注企業双方が利用のルールを順守する仕組みを更に強化するとともに、特に継続的な契約関係となる受注企業のサービス水準維持することも重要であると考えております。そのため、当社では、受発注企業双方が遵守すべき規約やガイドラインを設定した上で、それぞれのサポート部隊を設置し、あらゆる問合せや要望にきめ細かく対応することなどを通じて、プラットフォームとしての信頼性や健全性の維持・向上に努めてまいります。

④システムの安定性の確保

当社グループはインターネットを介したサービス提供を行っているため、そのシステムを安定的に稼働させることが重要になります。そのために、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、システム安定稼働のための人員確保、教育・研修の実施等に努めてまいります。

⑤情報管理体制の強化

当社は、ユーザー情報を中心とした情報資産を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であり、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格である、ISO/IEC27001を取得しております。現在、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ関連規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行なってまいります。

⑥内部管理体制の強化

更なる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的な業務遂行体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していく事が重要な課題であると考えています。社員に対する研修等を行うことで内部管理体制の強化及びコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

⑦財務上の課題

当社は、2023年、2024年において損失を計上しておりました。2025年以降は安定的に利益を計上しており、事業継続に支障を来すような財務上の課題は認識しておりません。資金需要が生じた場合は自己資金を充当する方針ですが、金融機関からの借入やエクイティファイナンスも選択肢として対応してまいります。また、収益基盤の維持・拡大を図るためには、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。各種の費用・投資においては継続的な効果検証と収益獲得を行うことで、さらなる財務基盤の強化を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社においては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するためのガバナンスに関しては、コーポレート・ガバナンス体制と同様となります。具体的には、サステナビリティに関する重要事項は、代表取締役CEOを委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」において網羅的に審議され、その内容が取締役に定期的に報告・付議されます。取締役会は、これらの報告に基づき、サステナビリティに関する方針及び取り組みの監督を行っております。当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

(2) 戦略

当社は、「中小企業の挑戦を支援し、日本経済の再成長に貢献する」というパーパスと、「受発注を変革するインフラを創る」というビジョンに基づき、事業活動を通じて社会の持続的な発展に貢献することが、当社の企業価値向上に資する最大の機会であると認識しております。

具体的には、BtoB受発注プラットフォーム「PRONIアイミツ」を通じた中小企業のDX化推進は、日本社会の様々な「不（経営課題）」を解決し、生産性の向上、サプライチェーンの効率化、新たな市場の創出といった大きな事業機会をもたらします。

この機会を最大化し、持続的な成長を遂げるためには、人材は最も重要な経営資源であり、人材の育成及び定着、成長戦略の推進に向けた多様な人材の確保が中長期的な企業価値の向上に必要であると考えております。そのため、人事制度の改定や研修の拡充、人材確保のための各種制度の整備を行っております。当社の人材多様性の確保を含む人材育成方針及び社内環境整備に関する方針は、性別、年齢、国籍、人種等に関わらず、従業員一人ひとりの個性を多様性として活かし働きやすい職場環境整備に努め、社員の成長・活躍の機会を提供することとしております。

(3) リスク管理

当社は、コンプライアンスの取り組みに関する基本的事項を定め、適切に運用すること及び潜在するリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクに対する対策を定め、リスク管理体制を構築することを目的に「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役CEOを委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を原則四半期に1回開催し、事業活動に影響を与えるリスクの早期発見及び未然防止に努めております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家からのアドバイスを受けるとともに、監査役監査及び内部監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止によるリスクの低減に努めております。

(4) 指標及び目標

当社は、性別や年齢、国籍に関わらず、能力や適性に応じて、管理職への登用も含め、適材適所で配置していく方針です。人材の育成及び社内環境整備に関する方針に係る指標について、具体的な目標は設定しておりませんが、人的資本に関する開示の重要性を踏まえ、関連する指標のデータの収集と分析を進め、目標及び開示項目を検討してまいります。

また、当社では、上記「(2) 戦略」において記載した人材多様性の確保を含む人材育成方針及び社内環境整備に関する方針に沿って、人材の育成、人材の多様性の確保及び社内整備環境に努めておりますが、現在のところ当該方針に関する指標を定めておりません。当社が中長期的に成長を続けていくためには、優秀な人材の確保及び育成が不可欠であると認識しており、具体的な指標及び目標については今後改善していく課題として、継続的に検討を進めてまいります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、下記のとおりであります。また、必ずしもリスク要因に該当しないと考えられる事項についても、投資家の投資判断上、有用であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

また、リスクの重要性や経営方針・経営戦略との関連性の程度については、「発生可能性」・「影響度」として各項目に記載しております。

<発生可能性>

発生可能性の定義：現在及び将来の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるリスクが実際に発生する可能性を示します。

発生可能性大：過去1年以内に発生の兆候が過去に複数回確認される

発生可能性中：過去数年で1回程度発生ないし、その兆候が懸念される

発生可能性小：これまでに発生の兆候が確認されていない

※各リスクにおける実際の発生可能性について、正確な判断が難しいものとなりますので、弊社が運営する上で見積もるリスク評価での判断となります。

<影響度>

影響度の定義：リスクが発生した場合に、現在及び将来の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性がある程度を示します。

影響度大：企業の存続に関わる重大な影響を及ぼすリスク

影響度中：企業の業務に影響を与えるが、存続を脅かす程ではないリスク

影響度小：企業の業務に対する影響が軽微で、迅速な対応が不要なリスク

※各リスクにおける実際の影響度について、正確な判断が難しいものとなりますので、弊社が運営する上で見積もるリスク評価での判断となります。

(1) 市場について（発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

当社は、マッチングプラットフォーム事業の運営・拡大によって、事業及び収益の拡大を図っております。しかしながら、世界的な景気後退による受発注市場への影響、その他予期せぬ市場競争環境並びに景気動向の変化によって、発注企業の発注ニーズや受注企業の対応リソースの減少が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し、市場動向のモニタリングを定期的の実施・分析することで、柔軟に成長戦略や経営リソースの配賦を見直してまいります。また、可能な限り当該リスクの低減を図るためにも、引き続き幅広い領域においてマッチングを行い、市場競争の激化や景気動向による影響の分散化を図っていく方針であります。

(2) 競合について（発生可能性：中、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

当社が事業展開するマッチングプラットフォーム市場では、国内外の競合他社が増加し、競争が激化する可能性があります。その場合、新規参入企業や既存競合が技術革新や価格競争を通じて市場シェアを拡大する中で、当社の競争力が低下し、顧客離れが進むリスクがあります。このような状況では、サービス内容や価格設定に対する見直しを迫られる可能性があり、結果として当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

これに対しては、競合分析の強化や顧客からのフィードバックによるサービスの改善、更なるAI活用等のテクノロジー実装を通じたサービスや生産性の向上、マッチングを行う領域の見直し等を通じて、顧客への付加価値の提供と収益の向上に努めてまいります。また、当社が運営する総合型プラットフォーム領域においては、先行優位性が存在すると考えられるため、事業成長の加速が当該リスクの低減に繋がるという認識の下、健全性を維持しながら事業拡大を目指してまいります。

(3) 単一事業への依存について（発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

当社は、企業にマッチング獲得を支援するためのプラットフォーム事業からの収益に依存しています。今後も積極的な広告宣伝活動により、提供サービスの利便性を高め、事業規模拡大による認知度向上を図り、収益規模の拡大を見込んでおります。しかし、法改正をはじめ、その他予期し得ない要因が発生し、計画通りに事業が発展

しない場合には、この単一事業への依存が当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。これに対し、可能な範囲で新たなサービスや市場への進出を検討し、収入源を増やしてまいります。また、定期的にリスク評価を行うことに併せて顧客ニーズを調査することで、サービスの改善や新サービスの開発に活かします。

(4) 技術革新への対応について（発生可能性：中、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

ITサービスを取り巻く技術革新のスピードは大変早く、先端的なニーズに合致するサービスを提供し続けるためには、常に先進的な技術ノウハウを獲得し、当社の開発プロセス・組織に取り入れていく必要があります。しかしながら、かかる知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、技術革新に対する当社の対応が遅れた場合又は競合他社がより優れたサービスを展開した場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のために追加的なシステム投資、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このように、当社が技術革新に対して、適時かつ適切に対応することができなかった場合には、当社の技術力低下、それに伴うサービスの質の低下、そして競争力や業界での地位の低下を招き、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し、定期的に業界の技術トレンドを把握し、必要な技術を早期に導入する体制を整えてまいります。また、社員のスキル向上を図り、技術力を高めていきます。加えて、技術革新を促進するために、他スタートアップ企業や研究機関との連携を強化することも検討していきます。

(5) プラットフォームの健全性について（発生可能性：中、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

当社の認知度が上がり、利用企業が増加するにつれて、管理困難な利用企業が増加し、取引の信頼性が損なわれ、ユーザー満足度やプラットフォームの評判が低下するリスクが存在します。これにより、新規顧客の獲得が難しくなり、既存ユーザーが他のプラットフォームに移行する可能性が高まります。

当社のプラットフォームにて、当事者間での不適切な行為を十分に取り締まることができなかった場合には、プラットフォームの安全性や健全性が損なわれ、当社及び提供するサービスへの信頼性が低下する可能性があります。さらに、こうした問題行為が発生した際には、当事者だけでなく、当社の事業及び業績にも影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対応するために、当社では、プラットフォームの健全性を維持するための措置を講じています。具体的には、当事者間で発生するトラブルは当事者同士で解決すべき旨を利用規約に明記した上で、利用者に周知するとともに、実際にトラブル等が生じた場合は、利用規約に則り、当社として不適切な行為の排除に努め、適切なリスク管理を行っています。

また、受注企業のサービス水準については、サービスの持続性のためにも一定のレベル以上であることが求められると考えています。そのため、受注企業のサポート部隊を設置し、商談フォロー等を通して発注企業側の顧客満足度や信頼性を高めるためのサポートを実施しています。また、発注企業側では、DXコンサルジュチームが案件ごとに発注企業を担当し、案件の進捗状況の確認やサポートするとともに、受注企業のサポート部隊と連携を行い、受注企業にも満足いただけるようサポートを行っています。

(6) 風評被害について（発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

SNSの急速な普及に伴い、インターネット上の投稿や、それを原因とするマスコミ報道などによって、風評被害が発生した場合、企業のイメージが損なわれ、社会的な信頼や事業への信用が低下する可能性があります。

具体的には、従業員の不正や不適切な行為が発生、否定的な風評が拡散した場合、顧客の離脱等の影響が出ることも想定され、当社の事業及び業績にも影響を及ぼす可能性があります。

これに対し、当社は「リスク・コンプライアンス規程」を設け、リスク・コンプライアンス研修を実施し、従業員のコンプライアンス意識を養成し、リスク管理やリスク発生の抑制、リスク発生時の対応準備を行っております。

(7) 情報セキュリティ体制について（発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

当社による個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」が適用され、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えています。当社では、個人情報管理規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社に適用されるガイドラインの遵守に努め、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

また、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格である、ISO/IEC 27001を取得しており、定期的に自社の脆弱性診断を実施し、継続的なセキュリティを強化する仕組みを導入しています。しかしながら、万一、情報資産への不正アクセス等により情報漏洩が起きた場合、当社の信頼が低下し、当社の事業及び

業績にも影響を及ぼす可能性があります。

(8) システム障害について（発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

当社のサービスは、外部クラウドサーバー（Amazon社が提供するAmazon WEB Serviceのサービス（以下、「AWS」という））などパブリッククラウドサービスを利用して提供しており、AWSの安定的な稼働が当社の事業運営上、重要な事項となっております。また、安定的なサービスの運営を行うために、セキュリティ強化及び監視体制の構築等により、システム障害に対し備えるよう努めております。しかしながら、AWSでの障害、自然災害やサイバー攻撃、その他何らかの要因等によりシステム障害やネットワークの切断等予測不能なトラブルが発生した場合、社会的信用失墜等により、当社の事業及び業績にも影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対して、当社は安定的なサービス運営を行うために、セキュリティ対策の強化や障害発生時の社内体制の構築を行っております。

(9) 内部管理体制の強化について（発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

当社は、現在の事業規模に応じた内部管理体制を整備、運用しており、今後は事業規模の拡大に合わせ、体制も強化させていく方針であります。しかし、事業規模の拡大及び人員の増加に合わせ、適時に体制の強化ができなかった場合、適切な事業運営が行えず、当社の事業及び業績にも影響を及ぼす可能性があります。

これに対し、内部監査を定期的に行い、業務プロセスやリスク管理の状況を評価することで、問題点を早期に見出し、改善策を講じるとともに、従業員に対して内部管理やリスク管理に関する教育を行っています。加えて、ITシステムの導入・強化を継続し、内部プロセスの効率化やリスク管理の強化にも努めております。

(10) 人材の獲得及び育成について（発生可能性：中、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

当社が持続的な成長を実現するためには、各分野で優秀な人材を配置することが必要であります。そのため、既存の人材育成はもちろんのこと、優秀な人材の獲得にも努めております。しかし、人材の育成、獲得が円滑に進まない場合、当社の事業及び業績にも影響を及ぼす可能性があります。

これに対し、採用に関しては人材紹介会社や各種人材マッチングプラットフォームの活用はもとより、従業員によるリファラル採用にも力を入れることで母集団の拡大を図っています。その上で採用を厳選することで優秀な人材の確保に努めております。

また、人材育成に関しても以下のような施策を実施し、環境を整えています（一部抜粋）。

- ・メンター制度（入社3カ月実施）
- ・1 on 1（職位を問わず実施可能）
- ・Value研修（企業文化としての「まっすぐ」に関するValueの共有）
- ・Vision, Mission研修（受発注を変革するインフラを創るVision、すべては便利のためというMissionの共有）
- ・各事業部による研修（事業内容やオペレーションの説明）
- ・入社後振り返り会
- ・PRONI AI研修（AIの有用性をはじめ、PRONI AIの操作、将来的なサービスイメージの共有）
- ・書籍の経費購入
- ・外部研修
- ・資格取得支援制度

(11) 知的財産管理について（発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

当社は、特許権や商標権等の知的財産権に関して、外部の弁理士等を通じて調査する等、その権利を侵害しないように留意するとともに、必要に応じて知的財産権を登録することにより、当社権利の保護にも留意するよう努めております。しかしながら、当社の認識していない第三者の知的財産権が既に成立している又は今後成立する可能性があり、仮に当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者により損害賠償請求、使用差止請求又はロイヤリティ支払要求等が発生する可能性があり、当社の事業及び業績にも影響を及ぼす可能性があります。

これに対し、当社は、特許権や商標権等の知的財産権に関して、外部の弁理士を通じて調査する等、その権利を侵害しないように留意するとともに、必要に応じて知的財産権を登録することにより、当社権利の保護を留意するよう努めております。

(12) 資金調達について（発生可能性：中、影響度：中、発生時期：随時）

当社は、銀行及びその他の金融機関からの借入、資本市場からの調達を検討してまいります。国内外の経済情勢を受けた市場の混乱や当社の財務内容の悪化などにより資金調達が困難になる可能性や、金利上昇により支払利息が増大する可能性があります。

このようなリスクを考慮し、保有現預金や自己資本比率水準等の財務の健全性を維持・強化するとともに、資金調達手段の多様化等を進め、低利かつ安定的な資金の確保に努めてまいります。

(13) 株式の流動性について（発生可能性：小、影響度：中、発生時期：上場初期）

当社株式は上場初期においては流動性が限定的となる可能性があり、特に大口保有者による売却等が需給に影響を及ぼすリスクがあると認識しています。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化（発生可能性：大、影響度：小、発生時期：随時）

当社は、業績向上に対する意欲を高めることを目的としたストック・オプション（新株予約権）を発行しています。また、今後もストック・オプション制度等の株式報酬型のインセンティブを活用することが考えられることから、現在付与している新株予約権に加え、今後株式が付与された場合、または今後付与される新株予約権について、権利が行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(15) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産について（発生可能性：中、影響度：中、発生時期：決算期）

当社には、税務上の繰越欠損金が存在しますが、当該繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得等を見積り、回収可能性があると判断した範囲内で繰延税金資産を計上しております。しかし、実際の課税所得が見積りと異なることで繰延税金資産の回収可能性が変動すると判断される場合には、繰延税金資産も変動することになります。その結果、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 配当政策について（発生可能性：小、影響度：小、発生時期：決算期）

当社は、事業計画及び成長投資の実現を最優先とする経営方針を採っており、株主への配当は実施しておらず、将来的な実施時期も未定であります。今後は当社の経営成績、財務状況、将来の事業展開等を総合的に勘案し、内部留保と株主還元のバランスを考慮した適切な配当政策を検討してまいります。当面は利益配分を行わない可能性があり、投資家に対する株主還元が行われない期間が継続するリスクがございます。

(17) 訴訟について（発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

当社はリスク・コンプライアンス規程を整備し、役職員へ周知することなどにより法令違反などの発生リスクの低減に努めておりますが、当社または当社役職員を当事者とした訴訟が発生した場合、その内容や進行状況によっては金銭的な負担や会社の社会的信用が毀損されるなど、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお訴訟の発生についてはその時期及び顕在化の可能性を予見できるものではありません。なお、現時点において、過去に締結したパートナーシップ契約に関する係争中の案件が1件ありますが、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性は低いと認識しております。

(18) 大規模な災害等について（発生可能性：小、影響度：大、発生時期：特定時期無し）

大規模な地震、台風、津波などの自然災害、火災、停電、未知の感染症の拡大などが発生した場合において社屋・事務所・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社に直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。なお、これら災害が長期間に及ぶ場合、顧客企業の経営判断・事業運営に大きな影響を与える可能性があります。しかし当該リスクが顕在化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 各士業のマッチングサービスについて（発生可能性：小、影響度：小、発生時期：特定時期無し）

当社は、PRONIアイミツの中で、これまでに社会保険労務士及び司法書士のマッチングサービスを提供した実績があります。これらのマッチングサービスの提供にあたっては、社会保険労務士法及び司法書士法並びに関連法規を遵守する必要があります。

①社会保険労務士

社会保険労務士法第23条の2では「社会保険労務士は、第26条又は第27条の規定に違反する者から事件のあつせんを受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。」とされています。このほか、全国社会保険労務士会や各都道府県の社会保険労務士会が定める諸規程にも留意する必要があると認識しております。

当社は、これまで社会保険労務士のマッチングサービスにおいては、パートナーから月額の手数料のみを受取り、従量課金による手数料を徴収していませんでした。これは、従量課金による手数料はこれらの法規に抵

触するため当社として徴収しないという方針であった一方で、月額の手数料は登録の期間等に応じて客観的に決まっているためマッチングサービスの対価には該当しないと判断し、外部の法律事務所にも確認のうえでこれらの法規に抵触するおそれが低いと考えそのような対応を採っていたものです。しかしながら、この対応について、今般厚生労働省への相談も含め弊社として再検討したところ、当社が月額の手数料の収受にとどめていても、社会保険労務士がこれを支払うことがこれらの法規に抵触するという解釈を排除しきれない余地もあるとの判断に至りました。これに対応する趣旨で、当社は社会保険労務士のマッチングサービスにおいて2025年8月以降パートナーからいかなる手数料も徴収しない方針としております。なお、それより前のマッチングについては当社が社会保険労務士とパートナーシップ契約を締結する際に、当社の見解について社会保険労務士からの了承を得ていたこと及びこれらの法規制の対象は社会保険労務士であって当社は直接の規制対象ではないことから、当社が何らかの責めを負う可能性は低いと考えております。

なお、社会保険労務士のマッチングサービスによる当社の売上高は、2023年12月期に9,061千円、2024年12月期に9,345千円、2025年12月期（7月まで）に4,034千円発生しております。

②司法書士

司法書士法施行規則第26条では「司法書士は、不当な手段によって依頼を誘致するような行為をしてはならない。」とされており、また、司法書士行為規範第12条第2項では「司法書士は、依頼者の紹介を受けたことについて、いかなる名目によるかを問わず、その対価を支払ってはならない。」とされています。

この点、当社は、司法書士のマッチングサービスにおいては、社会保険労務士と同様の理由で、過去にパートナーから月額の手数料のみを収受し、従量課金による手数料を徴収しておりませんでした。しかしながら、社会保険労務士と同様に関係当局への照会を含め当社の判断を再検討したところ、司法書士がこれを支払うことがこれらの法規に抵触するという解釈を排除しきれない可能性もあったと考えております。ただし、社会保険労務士と同様に、当社が司法書士とパートナーシップ契約を締結する際に、当社の見解について司法書士からの了承を得ていたこと及びこれらの法規制の対象は司法書士であって当社は直接の規制対象ではないことから、当社が何らかの責めを負う可能性は低いと考えております。

なお、司法書士のマッチングサービスによる当社の売上高は、2023年12月期に240千円、2024年12月期に45千円発生しておりますが、2025年12月期は発生しておらず、現在は司法書士のマッチングサービスを行っておりません。

今後、事業の推進にあたり法規制における解釈が判然としない事象が発生する場合は、外部の法律事務所への確認のほか、必要に応じて関係当局への照会も実施することで、弊社の判断をより確実なものとするよう努める方針です。

なお、その他士業関連法令含め外部の弁護士に確認の上、現時点で当社サービスを展開する上で、法的に問題となるものはないことを確認しております。

(20) 欠損金の繰越控除について（発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

当社は、現時点で税務上の繰越欠損金が存在するため、法人税等が軽減されております。今後当該繰越欠損金が解消され、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生する場合において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。また、仮に繰越欠損金を利用するのに十分な課税所得がない場合、繰越欠損金による控除を受けられないまま、繰越欠損金を課税所得から控除できる期間を経過する可能性があります。

本書提出日現在における当社の資本金の額は1億円であり、当社は、法人税法上の中小法人等として、過去10年以内に生じた繰越欠損金について課税所得の全額まで控除が可能となるなど、税法上、いわゆる中小企業向けの措置の適用対象となっております。当社は、本書提出日現在、東京証券取引所グロース市場への株式上場を予定しておりますが、当社は当該上場に係る株式発行及び公募増資等と同時に減資等を行うことを予定しており、これにより、当社の資本金の額は引き続き1億円となる見込みです。しかしながら、今後、当社の資本金の額が増加し、これに応じた資本金の減少がなされない場合、また、上記の中小企業向けの税制措置について、廃止、変更その他の理由により、上記措置の全部又は一部が当社に適用されなくなった場合、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

具体的には、当社には、2024年12月末時点において合計約23億円の法人税法上の繰越欠損金が存在することから、今後生じる各事業年度の課税所得の全額について、上記の中小企業向けの措置を活用することによって、最大で約7億円（※）のキャッシュ・フロー上のメリットを享受できる可能性があります。しかしながら、上記の中小企業向けの税制措置の適用対象とならない場合には、繰越欠損金による控除の限度は各事業年度の課税所得の50%となり、繰越期間内に繰越欠損金の全額を課税所得からの控除のために使用できなくなる等、上記のメリットを享受できる範囲が限定される可能性があります。

なお、本件減資等の実施については、社外の専門家等の意見も踏まえ、取締役会にて慎重に検討いたしました。が、本件減資は現行の法制度を利用した適法なものであり、当社の安定的な運営及び企業価値の向上に資するものであると判断しております。しかしながら、上記措置を利用することにつき、今後、否定的な報道等がなされた場合には、当社のレピュテーションに影響を与える可能性があります。

(※) 繰越欠損金の繰越期間中の各事業年度において対応する課税所得（繰越欠損金控除前）が発生することを前提とし、中小法人等の実効税率を34.59%として算出しております。上記金額は最大額であり、実際の影響額は上記金額と異なる可能性があります。また、当社は2024年まで損失を計上しておりました。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第13期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（資産）

当事業年度末における流動資産は1,561,061千円となり、前事業年度末に比べ465,336千円減少いたしました。これは主に赤字により営業キャッシュ・フローが支出に転じたこと及び長期借入金の返済により、現金及び預金が523,551千円減少したことによるものであります。固定資産は210,437千円となり、前事業年度末に比べ104,239千円増加いたしました。これは主に税効果会計の適用により繰延税金資産が113,402千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、1,771,498千円となり、前事業年度末に比べ361,098千円減少いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は526,474千円となり、前事業年度末に比べ24,061千円増加いたしました。これは主に当事業年度から賞与引当金の計上を始めたことにより賞与引当金が49,245千円増加したことによるものであります。固定負債は581,816千円となり、前事業年度末に比べ125,391千円減少いたしました。これは主に返済により長期借入金が125,787千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、1,108,291千円となり、前事業年度末に比べ101,329千円減少いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は663,207千円となり、前事業年度末に比べ259,768千円減少いたしました。これは主に当期純損失270,464千円によるものであります。

この結果、自己資本比率は36.8%（前事業年度末は43.3%）となりました。

第14期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（資産）

当中間会計期間末における流動資産は1,878,533千円となり、前事業年度末に比べ317,472千円増加いたしました。これは主に資金調達により現金及び預金が315,009千円増加したことによるものであります。固定資産は304,744千円となり、前事業年度末に比べ94,307千円増加いたしました。これは主に自社利用ソフトウェアの資産計上により無形固定資産が54,770千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、2,183,278千円となり、前事業年度末に比べ411,780千円増加いたしました。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債は456,077千円となり、前事業年度末に比べ70,397千円減少いたしました。これは主に支給対象者の減少により賞与引当金が36,798千円減少したことによるものであります。固定負債は833,902千円となり、前事業年度末に比べ252,086千円増加いたしました。これは主に資金調達により長期借入金が252,234千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、1,289,979千円となり、前事業年度末に比べ181,688千円増加いたしました。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産合計は893,298千円となり、前事業年度末に比べ230,091千円増加いたしました。これは主に中間純利益214,679千円によるものであります。

この結果、自己資本比率は39.7%（前事業年度末は36.8%）となりました。

第14期第3四半期累計期間（自 2025年1月1日 至 2025年9月30日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における流動資産は2,200,757千円となり、前事業年度末に比べ639,696千円増加いたしました。これは主に資金調達により現金及び預金が571,376千円増加したことによるものであります。固定資産は429,386千円となり、前事業年度末に比べ218,949千円増加いたしました。これは主に税務上の繰越欠損金の回収可能額が増加したことにより繰延税金資産が140,139千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、2,630,143千円となり、前事業年度末に比べ858,645千円増加いたしました。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は510,575千円となり、前事業年度末に比べ15,899千円減少いたしました。これは主に支給対象者の減少により賞与引当金が41,638千円減少したことによるものであります。固定負債は965,997千円となり、前事業年度末に比べ384,181千円増加いたしました。これは主に資金調達により長期借入金が384,404千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、1,476,573千円となり、前事業年度末に比べ368,282千円増加いたしました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は1,153,570千円となり、前事業年度末に比べ490,363千円増加いたしました。これは主に四半期純利益466,403千円によるものであります。

この結果、自己資本比率は42.5%（前事業年度末は36.8%）となりました。

② 経営成績の状況

第13期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社は、「受発注を変革するインフラを創る」というビジョンを掲げ、受注企業と発注企業を繋ぐ、国内最大級のBtoBマッチングプラットフォーム「PRONIアイミツ」を展開しております。役務からSaaSまで、幅広いカテゴリーにおけるサービスやツールのマッチングを通じて、利用企業の業務効率化や生産性の改善、顧客獲得等を実現することが可能です。

当事業年度では、①単月黒字化と売上高成長率30%超の達成、②発注者のLTV向上、③注力カテゴリーのマネタイズ効率向上の3つを掲げ、事業を推進してまいりました。

上記方針の下、新組織・体制への移行を進め、発注者の課題を総合的に解決できるよう役務・SaaSの領域にとらわれない複数カテゴリーの提案やマッチング方法の導入、社内においても業務プロセスの見直しと生産性をより高めていく施策を進め、前年に引き続き過去最高の月次、年次の売上高を計上しています。

以上の結果、当事業年度における売上高は2,197,804千円（前期比130.5%）、営業損失は384,242千円（前事業年度は715,525千円の営業損失）、経常損失は383,095千円（前事業年度は727,247千円の経常損失）、当期純損失は270,464千円（前事業年度は729,514千円の当期純損失）となりました。

なお、当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第14期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は、「受発注を変革するインフラを創る」というビジョンを掲げ、受注企業と発注企業を繋ぐ、国内最大級のBtoBマッチングプラットフォーム「PRONIアイミツ」を展開しております。役務からSaaSまで、幅広いカテゴリーにおけるサービスやツールのマッチングを通じて、利用企業の業務効率化や生産性の改善、顧客獲得等を実現することが可能です。

当中間会計期間では、①通期売上高30億円、利益2.7億円の達成、②AI活用、プロダクト化による一人当たり売上高20百万円の達成、③事業計画を達成できる組織構築の3つを掲げ、事業を推進してまいりました。

上記方針の下、新組織・体制への変更を行い、発注者の課題を総合的に解決するための複数カテゴリーにおける発注提案や、AIを活用した高精度かつ迅速なマッチング方法の導入、業務プロセスの見直しと生産性の向上を通じて、中間期間の予算を上回る売上高、利益を達成し、6月では過去最高の月次売上高、利益を計上しています。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は1,432,113千円、営業利益は178,540千円、経常利益は174,185千円、中間純利益は214,679千円となりました。

なお、当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第14期第3四半期累計期間（自 2025年1月1日 至 2025年9月30日）

当社は、「受発注を変革するインフラを創る」というビジョンを掲げ、受注企業と発注企業を繋ぐ、国内最大級のBtoBマッチングプラットフォーム「PRONIアイミツ」を展開しております。役務からSaaSまで、幅広いカテゴリーにおけるサービスやツールのマッチングを通じて、利用企業の業務効率化や生産性の改善、顧客獲得等を実現することが可能です。

当第3四半期会計期間では、①通期売上高30億円、利益2.7億円の達成、②AI活用、プロダクト化による一人当たり売上高20百万円の達成、③事業計画を達成できる組織構築の3つを掲げ、事業を推進してまいりました。上記方針の下、新組織・体制への変更を行い、発注者の課題を総合的に解決するための複数カテゴリーにおける発注提案や、AIを活用した高精度かつ迅速なマッチング方法の導入、業務プロセスの見直しと生産性の向上を通じて、第3四半期会計期間において、過去最高の四半期売上高、利益を計上しています。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は2,306,158千円、営業利益は330,486千円、経常利益は

326,663千円、四半期純利益は466,403千円となりました。

なお、当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第13期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は1,199,549千円となり、前事業年度末に比べ523,551千円減少しました。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は343,214千円（前事業年度は694,208千円の減少）となりました。これは主に、売上増加により未払消費税等の増加額45,819千円（前事業年度は未払消費税等の増加額10,210千円）の増加要因があった一方、税金等調整前当期純損失の計上383,337千円（前事業年度は税金等調整前当期純損失の計上727,224千円）、売上増加により売掛債権の増加額59,481千円（前事業年度は売上債権の増加額69,494千円）の減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は1,152千円（前事業年度は5,623千円の減少）となりました。これは主に、オフィス内装工事による有形固定資産の取得による支出1,152千円（前事業年度は有形固定資産の取得による支出5,834千円）の減少要因があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は179,184千円（前事業年度は1,413,313千円の増加）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出179,184千円（前事業年度は長期借入金の返済による支出141,643千円）の減少要因があったことによるものであります。

第14期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は1,514,558千円となり、前事業年度末に比べ315,008千円増加しました。

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は136,640千円となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上174,185千円、ツール利用料等の一括払いにかかる前払費用の取崩による前払費用の減少額44,783千円の増加要因があった一方、売上増加により売上債権の増加額59,541千円の減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は46,896千円となりました。これは主に、自社利用ソフトウェアの資産計上に伴う無形固定資産の取得による支出44,917千円の減少要因があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は225,265千円となりました。これは主に、資金調達により長期借入れによる収入294,000千円の増加要因があったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

第13期事業年度及び第14期中間会計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第13期事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)		第14期中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)
2,197,804	130.5	1,432,113

(注) 最近2事業年度及び第14期中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上ではないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第13期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（売上高、売上原価、売上総利益）

売上高は、発注企業の課題を総合的に解決できるよう役務・SaaSの領域にとらわれない複数カテゴリーの提案やマッチング方法の導入により2,197,804千円（前事業年度比513,822千円増）となりました。

売上原価は、主に人員増加に伴う人件費増加、サーバー代を中心とした通信費の増加等により360,248千円（前事業年度比45,059千円増）となりました。この結果、売上総利益は1,837,555千円となりました（前事業年度比468,762千円増）。

（販売費及び一般管理費、営業損失）

販売費及び一般管理費は、主に人員増加に伴う人件費増加、継続して積極的に広告宣伝を実施したことから2,221,797千円（前事業年度比137,478千円増）となりました。

この結果、当事業年度の営業損失は384,242千円（前事業年度営業損失715,525千円）となりました。

営業外損益については、営業外収益は、主に法人クレジットカードの利用によるポイント収入により12,975千円（前事業年度比9,369千円増）となりました。営業外費用は、支払利息の計上により11,828千円（前事業年度比3,500千円減）となりました。

この結果、当事業年度の経常損失は383,095千円（前事業年度経常損失727,247千円）となりました。

（特別利益、特別損失、税引前当期純損失）

特別損益については、特別利益は発生しておりません。特別損失は固定資産除却損により242千円（前事業年度比242千円増）となりました。

この結果、当事業年度の税引前当期純損失は383,337千円（前事業年度税引前当期純損失727,224千円）となりました。

（法人税等、当期純損失）

法人税等については、530千円（前事業年度比1,760千円減）となりました。法人税等調整額は△113,402千円（前事業年度比113,402千円減）を計上しています。

以上より、当事業年度の当期純損失は270,464千円（前事業年度当期純損失729,514千円）となりました。

（当社の経営成績に重要な影響を与える要因）

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況」の「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

第14期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（売上高、売上原価、売上総利益）

売上高は、発注企業の課題を総合的に解決できるよう役務・SaaSの領域にとらわれない複数カテゴリーの提案やマッチング方法の導入をより一層進めることにより1,432,113千円となりました。

売上原価は、開発に伴う人件費、外注費、サーバー代等の計上により128,562千円となりました。この結果、売上総利益は1,303,550千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は、主に人員増加に伴う人件費増加、継続して積極的に広告宣伝を実施したことから1,125,010千円となりました。

この結果、当中間会計期間の営業利益は178,540千円となりました。

営業外損益については、営業外収益は、主に法人クレジットカードの利用によるポイント収入により6,655千円となりました。営業外費用は、支払利息の計上、支払手数料の計上により11,010千円となりました。

この結果、当中間会計期間の経常利益は174,185千円となりました。

（特別利益、特別損失、税引前中間純利益）

特別損益については、特別利益、特別損失ともに発生しておりません。

この結果、当中間会計期間の税引前中間純利益は174,185千円となりました。

(法人税等、中間純利益)

法人税等については、△40,494千円を計上しています。

以上より、当中間会計期間の中間純利益は214,679千円となりました。

第14期第3四半期累計期間（自 2025年1月1日 至 2025年9月30日）

(売上高、売上原価、売上総利益)

売上高は、発注企業の課題を総合的に解決できるよう役員・SaaSの領域にとらわれない複数カテゴリーの提案やマッチング方法の導入をより一層進めることにより2,306,158千円となりました。

売上原価は、開発に伴う人件費、外注費、サーバー代等の計上により202,153千円となりました。この結果、売上総利益は2,104,004千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、主に人員増加に伴う人件費増加、継続して積極的に広告宣伝を実施したことから1,773,517千円となりました。

この結果、当第3四半期累計期間の営業利益は330,486千円となりました。

営業外損益については、営業外収益は、主に法人クレジットカードの利用によるポイント収入により11,797千円となりました。営業外費用は、支払利息の計上、支払手数料の計上により15,621千円となりました。

この結果、当第3四半期累計期間の経常利益は326,663千円となりました。

(特別利益、特別損失、税引前四半期純利益)

特別損益については、特別利益、特別損失ともに発生しておりません。

この結果、当第3四半期累計期間の税引前四半期純利益は326,663千円となりました。

(法人税等、四半期純利益)

法人税等については、△139,740千円を計上しています。

以上より、当第3四半期累計期間の四半期純利益は466,403千円となりました。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社は、事業運営上必要な資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金、設備投資や長期運転資金の調達について、自己資金又は金融機関からの借入を基本としており、都度最適な方法を選択しております。なお、当事業年度末における借入金の残高は707,207千円であります。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は1,199,549千円となります。なお、当社は、マッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、事業年度末における資産及び負債、会計期間における収益及び費用について会計上の見積りを必要としております。この見積りに関しては、過去の実績及び適切な仮定に基づいて合理的に計算しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

また、当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

④経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営指標」に記載しております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、マッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
第13期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
当事業年度の設備投資等の総額は1,152千円であります。その主なものは、オフィスの電気・内装工事に係るもの1,152千円であります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第14期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
当中間会計期間の設備投資等の総額は58,161千円であります。その主なものは、サービスに関連するソフトウェア35,369千円であります。また、当中間会計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第14期第3四半期累計期間（自 2025年1月1日 至 2025年9月30日）
当第3四半期累計期間の設備投資等の総額は84,421千円であります。その主なものは、サービスに関連するソフトウェア67,509千円であります。また、当第3四半期累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりであります。

2024年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物附属 設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	構築物 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	本社設備	27,172	4,780	310	32,263	123 (69)

- (注) 1. 現在、休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の他、主要な賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。
本社の建物は賃借物件であります。
3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
4. 当社は、マッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
5. 第14期中間会計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2025年10月31日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。
なお、最近日における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設
該当事項はありません。
- (2) 重要な改修
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

(注) 2025年9月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、さらに発行可能株式総数を16,000,000株としております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,132,560	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	4,132,560	—	—

(注) 1. 2025年8月27日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年9月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。

2. 2025年8月27日開催の臨時取締役会決議により、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は3,719,304株増加しております。

3. 2025年9月16日開催の臨時株主総会決議により、2025年9月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第4回新株予約権

決議年月日	2024年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員4名及び従業員125名及び当社取引先法人1社及び当社取引先個人1名〔当社役員3名及び従業員90名及び当社取引先法人1社及び当社取引先個人1名〕
新株予約権の数(個)	14,960 [10,416] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,960 [104,160] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	2026年2月1日から2034年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 5	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

※最近事業年度の末日における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式1株とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、15,000株を上限とする。ただし、本新株予約権1個当たりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個当たりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、本要項において、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

2. 1株につき金1円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、（注）1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社が、（i）時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ii）時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（注）2の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、（注）2に基づく調整は行われぬものとする。

3. 行使条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権」という。）について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。
 - ①合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
 - ②事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
 - ③会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
 - ④会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）

4. 相続

本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

5. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、会社において別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、会社において取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下、総称して「組織再編行為」という。）、会社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する事業譲渡契約、全部取得条項付種類株式の取得、又は株式併合について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主

の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）が行われた場合

- (2) 本新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合
- (3) 本新株予約権者が（i）会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、（ii）競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、（iii）競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、（iv）競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 会社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、会社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、会社において当該譲渡が承認された場合
- (5) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (6) 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (8) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (9) 本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (10) 本新株予約権者が以下のいずれの身分をも喪失した場合。ただし、会社の取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）において、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされた場合は除く。
 - ①会社又はその関係会社の取締役、監査役又は執行役
 - ②会社又はその関係会社の使用人（契約社員については正社員と同水準の就労を行うものに限るものとし、アルバイトを除く。）
- (11) 本新株予約権者が会社又はその関係会社の取締役、監査役、執行役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - ①自己に適用される会社又はその関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ②本新株予約権者が取締役、監査役又は執行役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

6. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換、株式移転若しくは株式交付における親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本方針（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
[ストックオプション制度の内容]に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれ

か遅い日から、権利行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

第5回新株予約権

決議年月日	2025年1月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員4名及び従業員99名〔当社役員3名及び従業員91名〕
新株予約権の数（個）	38,698 [38,492]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 38,698 [384,920]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2
新株予約権の行使期間	2027年2月1日から2035年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）5	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

※新株予約権の発行時（2025年1月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式1株とし、本新株予約権及び第6回新株予約権の目的である株式の数の合計（以下「付与株式数」という。）は、50,000株を上限とする。ただし、本新株予約権1個当たりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個当たりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、本要項において、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行う。

2. 1株につき金1円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。
会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、（注）1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社が、（i）時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ii）時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。）

の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、本号各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（注）2の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、（注）2に基づく調整は行われないものとする。

3. 行使条件

- （1）本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権」という。）について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- （2）本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- （3）本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- （4）本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- （5）会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。
 - ①合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は

完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

- ②事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ③会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ④会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）

4. 相続

本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

5. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、会社において別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、会社において取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下、総称して「組織再編行為」という。）、会社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する事業譲渡契約、全部取得条項付種類株式の取得、又は株式併合について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われた場合
- (2) 本新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合
- (3) 本新株予約権者が（i）会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、（ii）競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、（iii）競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、（iv）競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 会社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、会社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、会社において当該譲渡が承認された場合
- (5) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (6) 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (8) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (9) 本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (10) 本新株予約権者が以下のいずれの身分をも喪失した場合。ただし、会社の取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）において、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされた場合は除く。
 - ①会社又はその関係会社の取締役、監査役又は執行役
 - ②会社又はその関係会社の使用人（契約社員については正社員と同水準の就労を行うものに限るものとし、アルバイトを除く。）
- (11) 本新株予約権者が会社又はその関係会社の取締役、監査役、執行役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - ①自己に適用される会社又はその関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②本新株予約権者が取締役、監査役又は執行役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

6. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換、株式移転若しくは株式交付における親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本方針(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

[ストックオプション制度の内容] に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

第6回新株予約権

決議年月日	2025年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取引先法人1社及び当社取引先個人1名
新株予約権の数(個)	1,155(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,155(注)1 [11,550]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	2027年2月1日から2035年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

※新株予約権の発行時(2025年1月31日)における内容を記載しております。

- (注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式1株とし、本新株予約権及び第5回新株予約権の目的である株式の数の合計(以下「付与株式数」という。)は、50,000株を上限とする。ただし、本新株予約権1個当たりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個当たりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、本要項において、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行う。

2. 1株につき金1円(以下「行使価額」という。)とし、本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社が、(i)時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、本号における各用語の

意義は、以下に定めるところによるものとする。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（注）2の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、（注）2に基づく調整は行われぬものとする。

3. 行使条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権」という。）について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。
 - ①合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
 - ②事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主

の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

- ③会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ④会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）

4. 相続

本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

5. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、会社において別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、会社において取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下、総称して「組織再編行為」という。）、会社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する事業譲渡契約、全部取得条項付種類株式の取得、又は株式併合について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）が行われた場合
- (2) 本新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合
- (3) 本新株予約権者が（i）会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、（ii）競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、（iii）競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、（iv）競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 会社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、会社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、会社において当該譲渡が承認された場合
- (5) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (6) 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (8) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (9) 本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (10) 本新株予約権者が以下のいずれの身分をも喪失した場合。ただし、会社の取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）において、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされた場合は除く。
 - ①会社又はその関係会社の取締役、監査役又は執行役
 - ②会社又はその関係会社の使用人（契約社員については正社員と同水準の就労を行うものに限るものとし、アルバイトを除く。）
- (11) 本新株予約権者が会社又はその関係会社の取締役、監査役、執行役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - ①自己に適用される会社又はその関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ②本新株予約権者が取締役、監査役又は執行役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

6. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換、株式移転若しくは株式交付における親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項第3号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

[ストックオプション制度の内容] に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第2回新株予約権（注5）

決議年月日	2019年12月19日
新株予約権の数（個）	3,296（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	A種優先株式 3,296 [普通株式 32,960] （注）1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	9,100 [903]（注）2、6
新株予約権の行使期間	2019年12月26日から2026年12月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 9,100 [903] 資本組入額 4,550 [451.5] （注）6
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※最近事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は、当社A種優先株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は当社A種優先株式1株とする。なお、当社がA種優先株式の株式分割（当社A種優先株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的であるA種優先株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第283条の定めに従って現金をもって支払うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

$$\text{調整後の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権1株につき、金9,100円（以下「行使価額」という。）

(2) (3)に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合は、その日、また、株主割当日がない

場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。

- ③行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。
 - ④行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする
 - ⑤行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。
- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもってA種優先株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割によりA種優先株式を発行する場合

(i) 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割によりA種優先株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

(ii) 上記(i)ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、A種優先株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

③行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもってA種優先株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使されたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

(4) 上記(3)に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、当社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届け出なければならない。

①合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか当社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

③「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。但し、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権は、当社が、株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）の制度融資である、新事業育成資金（新株予約権付融資）を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものです。

(1) 原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役である栗山規夫氏

（以下、「栗山氏」という。）又は同氏が公庫にあっせんした者（当社を含む）に売却するものとする。この場合には、(8)②に定められた基準日を起算日として14日以内に売却することとする。ただし、当社が、本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができることとする。

(2) 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにもかかわらず、

当社が株式公開を申請しない場合は、(1)の定めにかかわらず、公庫は、本新株予約権を栗山氏又は同氏が公

庫にあっせんした者に売却することができることとする。ただし、公庫は、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等においては、本新株予約権の売却を猶予することができる。

(3) 当社が合併、株式分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより、公庫に不利益が生じると認められる場合は、(1)の定めにかかわらず、公庫は栗山氏と協議のうえ、本新株予約権を栗山氏又は同氏が公庫にあっせんした者に売却することができることとする。

(4) 上記(1)、(2)又は(3)の場合において、栗山氏又は同氏が公庫に対してあっせんした者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合は、公庫は、栗山氏と協議のうえ公庫が選定した者に本新株予約権を売却することができるものとする。

(5) 本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。

売買価格 = (株式の時価 - 行使価額) × 本新株予約権の行使により発行すべき株式数

ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合には、公庫は栗山氏と協議の上、売買価格を定めることができる。

(6) 株式は時価により評価することとし、原則として、次に定めるいずれかの金額を基準株価として、公庫及び栗山氏が合意した価格とする。ただし、(2)により本新株予約権を猶予した場合においては、原則として公庫が当社発行の株式の株式公開が確実であったと判断した時点の株式の時価を下限とする。

①株式公開前に売買を行う場合

ア. 以下に定める時価純資産方式により算出した1株当たりの純資産価額

a. 算式

$$\text{時価純資産方式による1株当たりの純資産額} = \frac{(\text{評価時における時価評価による資産の合計額}) - (\text{評価時における時価評価による負債の合計額})}{\text{評価時における発行済株式総数}}$$

b. 上記算式の資産及び負債の金額の計算に当たっては、土地及び土地の上に存する権利並びに上場有価証券等は原則として時価、建物は取得価額から定額法による減価償却額相当額を控除した価額、機械等の有形固定資産は取得価額から減価償却額相当額を控除した価額、その他の資産で取引時価のあるものは当該時価、取引時価のないものは適正な帳簿価額その他適切な方法により評価する。なお、取引時価のないもののうち、知的所有権、営業権、繰延資産及び負債等は、「財産評価基本通達」(昭和39年4月25日直資56直審(資)17)に定める方法により評価する。

c. 潜在株式があるときは、上記算式で算出した株価を適切に調整する。

イ. 株式の時価の算定時において以下に定める適正な価格での株式の売買実例等がある場合は、当該売買実例の売買価格等

a. 適正な価格とは、直近において利害が相反するいわゆる第三者との間において通常取引される価格をいう(相続又は贈与による取引、同族株主間の取引、その他何らかの事情により経済合理性が認められない取引及び当社又は栗山氏の支配力が働く取引の場合は、適正な価格とはみなされない。)

b. 売買実例等とは、株式の売買、株式、新株予約権付社債若しくは新株予約権の発行等又は自己株式の取得をいう(会社の普通株式に転換できる証券の転換、新株予約権付社債又は新株予約権の行使等は含まれない。)

c. 売買価格等とは、株式の発行の場合は発行価額、新株予約権付社債は行使価額、新株予約権の発行の場合は新株予約権の発行価額と当該新株予約権行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額をいう(会社の普通株式に転換できる証券、新株予約権の行使等は含まれない。)

ウ. 当社が提出する公認会計士等第三者の適正な評価による価格

エ. 国税庁財産評価基本通達に定める類似業種比準価額方式に基づき算出した価格

オ. 事業の種類、規模、収益の状況が類似する他の法人の株価と比準して算出した価格

カ. 当社株式1株当たりの簿価純資産価額

キ. 当社の金融商品取引所への上場に伴う募集株式発行に関する募集価格

②株式公開後に売買を行う場合

ア. 上場日以後1ヶ月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヶ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格(1円未満の端数は切り捨て)

イ. 上場日以後1ヶ月間を経過した日を基準日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)とし、当該基準日の前営業日の金融商品取引所における終値の価格。ただし、金融商品取引所の規則等により本新株予約権の継続保有の確約を書面により提出している場合は、原則として、上場日以後6ヶ月間(当該日において本新株予約権取得した日以後1年間を経過していない場合には、1年を経過する日)を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基

- 準日を含めて前1ヶ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格（1円未満の端数は切り捨て）
5. 2025年9月16日開催の取締役会決議に基づき本新株予約権の全部を取得し、引換えに当社の普通株式を目的とする他の新株予約権（第2回新株予約権（取得条項の定めによる新株予約権の取得と引換えに交付された新株予約権））を交付しております。また、同じく2025年9月16日開催の取締役会決議に基づき、同日付で本新株予約権を消却しております。
 6. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
 7. 公庫は、栗山氏との間で、公庫が所有する当社新株予約権3,296個（新株予約権の目的となる株式の数32,960株）の譲渡に関して、2025年11月10日付で売買予約契約を締結しております。なお、同新株予約権の譲渡価額は、上場日以後1ヵ月間を経過した日（当該日が東京証券取引所の休業日である場合はその翌営業日）を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヵ月間の東京証券取引所における終値の単純平均の価格（1円未満の端数は切捨て）を用いて決定することとなっており、譲渡予定日は2026年2月頃となります。

第3回新株予約権

決議年月日	2022年7月25日
新株予約権の数(個)	3,601(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	B種優先株式 3,601(注)1 [普通株式 36,010]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,660(注)2 [1,666]
新株予約権の行使期間	2022年7月27日から2027年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,660 [1,666] 資本組入額 8,330 [833]
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※最近事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は、当社B種優先株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は当社B種優先株式1株とする。なお、当社がB種優先株式の株式分割(当社B種優先株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的であるB種優先株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第283条の定めに従って現金をもって支払うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の割当株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で割当株式数の調整をすることができる。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第283条の定めに従って現金をもって支払うものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、以下のいずれかとする。

①金銭

②株式会社新生銀行及び当社との間の2022年7月25日付金銭消費貸借契約証書(以下「本ローン契約」という。)に基づく貸金元本債権(以下「本ローン債権」という。)

③金銭及び本ローン債権

(2) 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき当社のB種優先株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、金16,660円とする。但し、行使価額は第3.に定めるところに従い調整される。

(3) 本新株予約権の行使に際して金銭を出資する場合、その価額は、行使価額に、割当株式数を乗じた金額とする。

(4) 本新株予約権の行使に際して本ローン債権を出資する場合、出資される本ローン債権の債権額は、行使価額に割当株式数を乗じた金額とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して金銭及び本ローン債権を出資する場合、出資される金銭及び本ローン債権の価額の合計額は、行使価額に割当株式数を乗じた金額とする。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資された本ローン債権は、当該債権額の範囲内において、当該出資と同時に、弁済期が到来したものとみなされ、かつ混同により消滅する。

3. 行使価額の調整

(1) 本項第(7)号の①から③までに掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次

に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、調整後行使価額を適用する日の前日における、(i) 当社の発行済普通株式数と(ii) 発行済潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の全てにつき取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。）が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
- (4) 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。
- (5) 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする
- (6) 行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。
- (7) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の①から③に定めるところによる。

①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもってB種優先株式を発行し又は移転する場合調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割によりB種優先株式を発行する場合

(i) 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

但し、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割によりB種優先株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

(ii) 上記(i)但し書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れ

の決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社のB種優先株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

③行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもってB種優先株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この③において同じ。）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使されたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

(8) 上記(7)の①から③に掲げる事由のほか次の①から③に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、当社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届け出なければならない。

①合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか当社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

③上記(7)の③に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。但し、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

(9) 行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、第6項に定めるところによる。

$$\frac{\text{調整後の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数}}{\text{調整前行使価額}} \times \text{調整前の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数} = \text{調整後行使価額}$$

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、新株予約権者が、本ローン契約に違反して、本ローン契約に基づく貸付を2022年7月27日までに実行しなかった場合、本新株予約権を無償で取得することができる。当社は、かかる事由が生じたことにより本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年5月31日 (注) 1.	A種優先株式 21,970	普通株式 224,725 A種優先株式 21,970	99,963	127,463	99,963	122,463
2020年11月30日 (注) 2.	B種優先株式 75,027	普通株式 224,725 A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027	624,974	752,438	624,974	747,438
2020年12月31日 (注) 3.	—	普通株式 224,725 A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027	△652,438	100,000	—	747,438
2023年3月14日 (注) 4.	C種優先株式 78,029	普通株式 224,725 A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 78,029	649,981	749,981	649,981	1,397,419

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2023年9月29日 (注) 5.	C種優先株式 13,505	普通株式 224,725 A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	112,496	862,478	112,496	1,509,916
2023年12月26日 (注) 6.	—	普通株式 224,725 A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	△762,478	100,000	△1,509,916	—
2025年9月15日 (注) 7.	普通株式 188,531 A種優先株式 △21,970 B種優先株式 △75,027 C種優先株式 △91,534	普通株式 413,256	—	100,000	—	—
2025年9月17日 (注) 8.	普通株式 3,719,304	普通株式 4,132,560	—	100,000	—	—

(注) 1. 有償第三者割当 21,970株

発行価格 9,100円

資本組入額 4,550円

主な割当先 ニッセイ・キャピタル㈱

2. 有償第三者割当 75,027株

発行価格 16,660円

資本組入額 8,330円

主な割当先 SpiralCapital㈱、日本郵政キャピタル㈱、モバイル・インターネット・キャピタル㈱、SBIインベストメント㈱、他7社

3. 財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、2020年11月9日開催の臨時株主総会において資本金を652,438,410円減少し（減資割合 86.7%）たうえで、その他資本剰余金に652,438,410円を振り替えております。

4. 有償第三者割当 78,029株

発行価格 16,660円

資本組入額 8,330円

主な割当先 JICベンチャー・グロース・インベストメンツ㈱、モバイル・インターネット・キャピタル㈱、他2社

5. 有償第三者割当 13,505株
発行価格 16,660円
資本組入額 8,330円
主な割当先 池森ベンチャーサポート、みずほキャピタル、アガルート、他1社1名
6. 財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、2023年12月15日開催の臨時株主総会において資本金を762,478,220円減少し（減資割合 88.4%）たうえで、その他資本剰余金に762,478,220円を振り替えております。さらに、資本準備金を1,509,916,630円減少したうえで、その他資本剰余金に1,509,916,630円を振り替えております。
7. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、①2025年9月15日付でA種優先株式21,970株、B種優先株式75,027株、C種優先株式91,534株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式21,970株、B種優先株主に普通株式75,027株、C種優先株主に普通株式91,534株を交付し、②2025年9月15日付で自己株式として保有するA種優先株式21,970株、B種優先株式75,027株、C種優先株式91,534株を全て消却しております。
8. 当社は、2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

(4) 【所有者別状況】

①普通株式

2025年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	17	—	—	8	25	—
所有株式数（単元）	—	—	—	32,748	—	—	8,572	41,320	560
所有株式数の割合（%）	—	—	—	79.25	—	—	20.75	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,132,000	41,320	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 560	—	—
発行済株式総数	4,132,560	—	—
総株主の議決権	—	41,320	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条4号によるA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の取得。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年8月27日)での決議状況 (取得期間2025年8月27日)	A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

- (注) 1. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は、当該株式分割前の「株式数」を記載しております。
2. 2025年8月27日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年9月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2025年9月16日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式 (注) 1. 2	—	—	A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 1. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は、当該株式分割前の「株式数」を記載しております。

2. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月15日付で、自己株式として取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式を全て消却しております。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開及び財務体質の強化を図るために必要な内部留保の確保を優先する方針であり、これまで配当を実施していません。現時点では、当社の成長段階においては、事業基盤の拡充や人材投資など、今後の持続的な成長に向けた資金需要が見込まれていることから、原則として、当面はこれらへの投資を優先し、配当の実施は未定としております。

もともと、株主への利益還元は重要な経営課題の一つであると認識しており、将来的には、経営成績、財務状況、キャッシュ・フローの状況、将来の事業計画の達成状況及び投資計画等を総合的に勘案のうえ、安定的かつ継続的な利益還元を実現できる財務基盤が整ったと判断した段階で、配当の実施を検討してまいります。配当の実施の可能性、実施時期及び配当の方針等については、本書提出日現在において未定であります。

なお、内部留保資金は、事業拡大のための人材採用や成長投資、並びに財務基盤の充実など、企業価値の向上につながる投資に充当する方針であります。

また、当社は、期末配当は12月31日、中間配当は6月30日を基準日としており、いずれも決定機関は株主総会です。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、事業環境の変化が激しい業界において企業価値の継続的な向上を図るためには、あらゆるステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが最重要であると認識しています。当該認識のもと、企業の健全性、透明性を高めるために、効率的で合理的な経営体制を可能とする社内統制を構築するとともに、当社の役職員に対し、法令、社会規範、倫理等について継続的に意識の維持向上を図ることで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

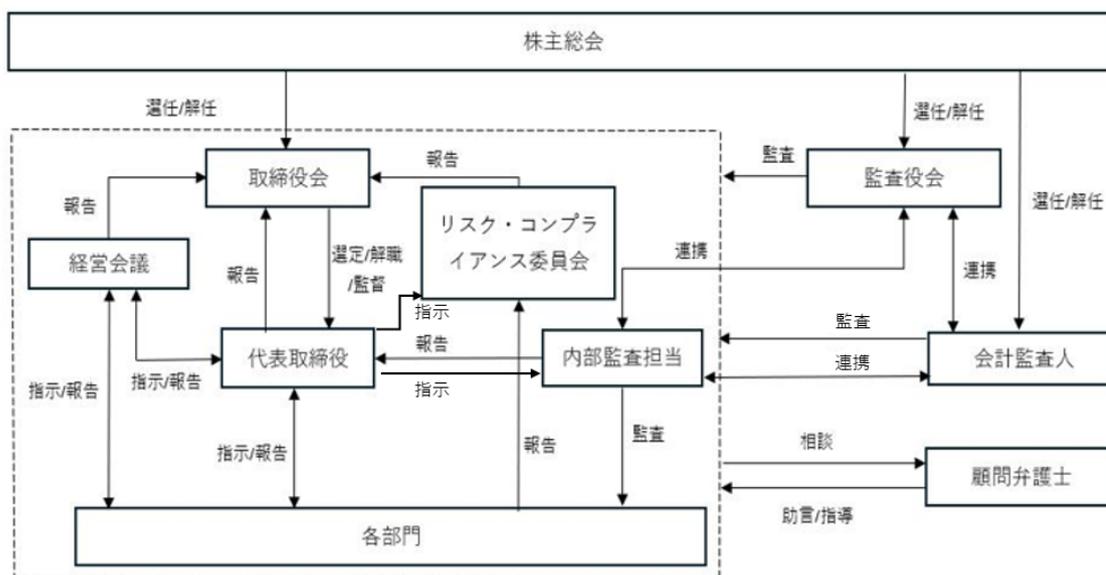
②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1) 当該体制を採用する理由

当社は上記の様に、監査役会を設置しています。監査役会が、内部監査担当及び会計監査人との連携を図りながら、独立した監査機能を担うことによって、適切なコーポレート・ガバナンスが実現できると考え、現在の体制を採用するものであります。代表取締役から任命された内部監査担当は、内部統制の運用状況の調査を行い、監査役会と連携して定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、規制、定款及び社内諸規程を遵守し、適正かつ有効に運営されているか否かを調査しています。内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携としては、定期的に三様監査の意見交換を実施しているほか、内部監査結果については、適時に監査役会に報告して連携強化に努めています。

2) 企業統治の体制

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



ア. 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会は、監査役出席の下、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しています。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っています。

取締役会の構成及び取締役の出席状況

柴田大介（議長：代表取締役）：12/12回参加

栗山規夫（代表取締役）：12/12回参加

中村哲朗（取締役）：12/12回参加

橘浩二（社外取締役）：12/12回参加

監査役の出席状況

高梨宏史（常勤社外監査役）：12/12回参加

和田瑞樹（非常勤社外監査役）：12/12回参加
小田香織（非常勤社外監査役）：12/12回参加

イ. 代表取締役

当社は、事業の拡大を伴いつつ、安定的かつ柔軟に経営の意思決定を行うことを目的として、2名の代表取締役を選定し、各代表取締役の役割を分担しております。代表取締役CEO柴田大介は、当社の経営方針及び事業戦略の立案、決定及び遂行において特に重要な役割を果たしております。代表取締役Founder栗山規夫は、当社の創業者であり、パーパスやビジョンの制定及び浸透並びに事業への反映、新規事業の開発等を主な役割としております。

ウ. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名（うち社外監査役3名）によって構成されています。監査役会は、毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っています。なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。また、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めています。

監査役会の構成

高梨宏史（常勤社外監査役）、和田瑞樹（非常勤社外監査役）、小田香織（非常勤社外監査役）

エ. 内部監査

当社の内部監査は内部監査担当者2名（執行役員）が担当しています。内部監査人は、事業の適切性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日確認しています。

オ. 経営会議

当社は、経営に関わる重要事項の意思決定、経営に関わる重要事項についてマネジメント間での情報共有を行うことを目的に、取締役、執行役員以上の職位の者と監査役が出席する経営会議を設置しています。経営会議は原則として毎週開催しています。

経営会議の構成

柴田大介（議長：代表取締役）、栗山規夫（代表取締役）、中村哲郎（取締役）、高梨宏史（常勤監査役）、小林亮（執行役員）、安田真士（執行役員）、牟田裕章（執行役員）、岡田卓摩（執行役員）、竹澤裕次郎（執行役員）

カ. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されています。

キ. リスク・コンプライアンス委員会

当社全体で対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ及び当該対応策の推進状況の確認等を行うため、「リスク・コンプライアンス規程」を作成し、代表取締役CEOを委員長、常勤取締役及び常勤監査役を委員とするリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催しています。

参加

2) 当該体制を採用する理由

当社は上記の様に、監査役会を設置しています。監査役会が、内部監査担当及び会計監査人との連携を図りながら、独立した監査機能を担うことによって、適切なコーポレート・ガバナンスが実現できると考え、現在の体制を採用するものであります。代表取締役から任命された内部監査担当は、内部統制の運用状況の調査を行い、監査役会と連携して定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、規制、定款及び社内諸規程を遵守し、適正かつ有効に運営されているか否かを調査しています。内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携としては、定期的に三様監査の意見交換を実施しているほか、内部監査結果については、適時に監査役会に報告して連携強化に努めています。

③企業統治に関するその他の事項

1) 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制を下記のとおり整備しています。なお、内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めています。

- a. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
 - (b) 取締役は、毎月の定例取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
 - (c) 基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
 - (d) 取締役及び使用人に対し、「リスク・コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
 - (e) コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
 - (f) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
 - (g) 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
 - (h) 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
 - (b) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。
- c. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、経営企画部がリスク管理の主管部門として、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
 - (b) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役CEOをリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。
- d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
 - (b) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
 - (c) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。
- e. 当社の業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、当社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
 - (b) 当社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
 - (c) リスク管理に関する規程その他の体制を整備する。
 - (d) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、教育、研修等を実施し、当社のコンプライアンスの徹底に努める。
- f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
 - (b) 当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
 - (c) 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。
- g. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - (a) 重要会議へ出席する監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧

することができる。

(b) 取締役の報告義務

- i. 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
- ii. 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
 - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
 - ・業績及び業績見通しの内容
 - ・内部監査の内容及び結果
 - ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
 - ・行政処分の内容
 - ・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(c) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- i. 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ii. 重大な法令または定款違反の事実
- h. 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i. (b) (c) の報告をした者に対して、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- j. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 代表取締役、会計監査人等と監査役の連携
代表取締役、会計監査人、内部監査担当等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
 - (b) 外部専門家の起用
監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。
 - (c) 社外監査役の起用
監査役会には、法令に従い社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。

2) リスク管理体制の整備の状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク・コンプライアンス委員会を開催して審議することとしています。リスク・コンプライアンス委員会では、リスク・コンプライアンス規程に基づき、代表取締役、常勤取締役及び常勤監査役を中心に、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けています。各取締役は担当部門のリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合はリスク・コンプライアンス管理委員会へ報告することになっています。また、企業価値向上のためにもコンプライアンスの徹底は必要不可欠と認識しており、原則として3か月に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催して、当社のコンプライアンスにかかる推進状況を確認しています。リスク・コンプライアンス委員会に参加した代表取締役及び取締役が担当部門の職員に対し、法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとるよう周知徹底しています。

3) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は子会社を保有していないため、該当事項はありません。

④責任限定契約の内容

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としています。

⑤取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑥取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めています。

⑦取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めています。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めています。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 Founder	栗山 規夫	1980年10月28日生	2003年4月 三菱商事株式会社入社 2004年9月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2012年10月 当社設立 代表取締役就任 2019年12月 当社代表取締役CEO就任 2023年10月 当社代表取締役Founder就任 (現任)	(注) 4	1,687,450 (注) 6
代表取締役 CEO	柴田 大介	1980年10月23日生	2003年4月 株式会社三井住友銀行入社 2003年10月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2018年11月 当社取締役就任 2019年12月 当社代表取締役就任 2023年10月 当社代表取締役CEO就任 (現任)	(注) 4	265,200
取締役 (注) 1	中村 哲朗	1976年10月25日生	2002年1月 株式会社デジキューブ入社 2004年2月 日本ソフトサービス株式会社 (現カルチュア・エクスペリエンス株式会社) 入社 2005年8月 株式会社メディアフラッグ (現インパクトホールディングス株式会社) 入社 2007年12月 株式会社カカコム入社 2021年5月 当社入社 2021年10月 当社取締役就任 (現任)	(注) 4	3,000
取締役 (注) 2	桶 浩二	1975年1月30日生	1997年4月 野村証券株式会社入社 2007年3月 経済産業省入省 2008年7月 MTラボキャピタル株式会社入社 2011年9月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2020年1月 Appier Group株式会社Senior Vice President兼Head of Japan就任 (現任) 2025年1月 当社社外取締役就任 (現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役 (注) 3	高梨 宏史	1962年 5月23日生	1986年 4月 株式会社オートラマ (現フォードジャパンリミテッド) 入社 1996年11月 株式会社ITC (現株式会社ABCマート) 入社 1997年 8月 株式会社ユナイテッドアローズ入社 2001年 6月 株式会社ユナイテッドアローズ取締役就任 2006年 8月 株式会社バイテック・グローバル・ジャパン取締役就任 2007年12月 株式会社テレウェイブ (現株式会社アイフレッジ) 入社 2008年 6月 株式会社テレウェイブ (現株式会社アイフレッジ) 取締役就任 2009年 7月 株式会社テレウェイブ (現株式会社アイフレッジ) 代表取締役社長就任 2014年10月 株式会社エスクリ入社 2015年 6月 株式会社エスクリ取締役就任 2017年 3月 株式会社ゆこゆこホールディングス代表取締役CFO就任 2018年12月 日本和装ホールディングス株式会社常務取締役就任 2021年 7月 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 5	—
監査役 (注) 3	和田 瑞樹	1979年 7月28日生	2003年 4月 株式会社三井住友銀行入社 2005年11月 株式会社サイバーエージェント入社 2010年 4月 株式会社サイバー・バズ監査役就任 2010年10月 株式会社サイバー・バズ取締役就任 2022年 1月 当社監査役就任 (現任)	(注) 5	—
監査役 (注) 3	小田 香織	1972年 5月13日生	1995年 4月 株式会社コロネット商会入社 2001年10月 朝日監査法人 (現あずさ監査法人) 入社 2005年 8月 株式会社jig.jp入社 2012年 3月 株式会社オルトプラス監査役就任 2013年 3月 株式会社オルトダッシュ監査役就任 2015年10月 株式会社エル・エム・ジー (現 株式会社ラバブルマーケティンググループ) 監査役就任 2018年 7月 株式会社Kaizen Platform 監査役就任 (現任) 2019年 1月 株式会社グッドコムアセット監査役就任 2022年 1月 株式会社グッドコムアセット取締役就任 (現任) 2022年 4月 株式会社プレイシंक 監査役就任 2024年12月 当社社外監査役就任 (現任)	(注) 5	—
					1,955,650

- (注) 1. 取締役の中村哲朗はブランドマーケティング室、事業戦略室、プロダクト開発部、デザイン室を管掌する常勤取締役であります。
2. 取締役橘浩二は、社外取締役であります。
3. 監査役高梨宏史・和田瑞樹・小田香織は、社外監査役であります。
4. 2025年9月16日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2025年9月16日開催の臨時株主総会終結の時から、2028年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 代表取締役栗山規夫の所有株式数は、同人の資産管理会社である株式会社エールユーが所有する株式数を含んでいます。

当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は5名で、PRONIアイミツ事業本部本部長 安田真士、執行役員経営企画部部長 小林亮、執行役員財務経理部部長 牟田裕章、執行役員HR部部長 岡田卓摩、執行役員CTOプロダクト開発部部長 竹澤裕次郎で構成されています。なお、執行役員の小林、牟田については内部監査担当者を兼務しています。

② 社外役員の状況

当社の社外役員の体制は、社外取締役は1名、社外監査役は3名となっております。当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしています。

社外取締役の橋浩二氏は、金融への深い知見と経験を有しており、当社の経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行うことを期待して選任しています。当社と橋浩二氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えています。

社外監査役高梨宏史氏は、企業経営の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営判断及び業務執行の監督に適しており、その経験を活かした適正な監査を受けるとともに、より独立した立場からの監査を確保するため社外監査役として選任しています。なお、当社と同氏との間に、人的関係、資本的又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役和田瑞樹氏は、営業部門から管理部門を管掌し、CFOとして新規上場に従事した経験を有しており、当社の経営判断及び業務執行の監督に適しており、その経験を活かした適正な監査を受けるとともに、より独立した立場からの監査を確保するため社外監査役として選任しています。なお、当社と同氏との間に、人的関係、資本的又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の小田香織氏は、公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計や監査に関する高い見識等を有していることから、同氏は監査役として適任であると判断し、招聘するに至りました。当社と小田香織氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えています。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は取締役会に出席することにより経営者の業務執行を監督しています。また社外監査役は内部監査担当及び会計監査人と適宜連携し、原則四半期に一回開催される会合にて、監査結果等についての意見交換や協議を実施し、改善状況等を共有することにより、実効性のある監査を実施しています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役会は、社外監査役3名で構成されており、うち1名が常勤であります。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っています。監査役監査は、毎期策定される監査計画書に基づき、重要な会議への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っています。

監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しています。

最近事業年度において個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
高梨 宏史	12回(注)	12回(注)
和田 瑞樹	12回(注)	12回(注)
小田 香織	1回(注)	1回(注)

(注)当社監査役就任後の開催回数及び出席回数を記載しています。

監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、内部監査担当や会計監査人との情報共有、各取締役との意見交換等も実施しています。また、常勤監査役は、重要な会議への席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ時事情報を発信するなどして情報共有に努めています。

② 内部監査の状況

1) 内部監査の組織、人数及び手続

当社は、内部監査室は別途設けていませんが、経営企画部及び財務経理部にて内部監査担当者(執行役員2名)を選出し、内部監査規程に基づき、当社事業部門に対して業務監査を実施しています。内部監査担当者が所属する部門については、自部門以外の担当者が業務監査を実施しています。

内部監査の主な内容としましては、当社が定める「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び規程等に反する事実、業務上の非効率、重大なリスクの放置、内部統制の不備等の異常な事態の有無を調査し、異常な事態を発見した場合には、その原因を究明し、当該事態の抜本的な解消に有効な施策を提言し、当社の経営目標の効果的な達成に役立つことを基本方針としています。

2) 内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携

良質な企業統治体制の確立に向けて、いわゆる三様監査(監査役会、内部監査、会計監査)、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っていく方針です。

具体的には下記の方針です。監査役会と会計監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの積極的な連携により、監査の品質向上と効率化に努めてまいります。監査役会と内部監査担当者は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、合同監査など、効果的な監査の実施に努めています。内部監査担当者と会計監査人は、必要に応じ会合を持ち、主として財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、ミーティングを実施しています。

また、内部監査の実効性を確保するための取組として、内部監査の結果等を社長のみならず、取締役会及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みを定めて、積極的に意見及び情報を交換しています。

③ 会計監査の状況

1) 提出会社の監査公認会計士等

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

倉持 直樹

梶井 康貴

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 8名

2) 監査法人の選定方針と理由

株式上場を目指すにあたって複数の監査法人と面談を行い、当該監査法人が株式公開の実績、経験豊富な公認会計士を多数有し、万全の体制を整えていること、及び当社ビジネスへの理解を勘案し、当該監査法人を選定いたしました。

3) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。この評価については、監査法人と定期的に会合を持っており、各々の監査方針、監査計画の他、期中に発生した問題点等について情報交換を実施すること、また、事業年度毎に実施される監査法人からの監査報告会において、具体的な決算内容や品質管理体制等の報告を受けることで、監査法人の専門性、独立性及び品質管理体制等を確認しています。

4) 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
14,000	—	20,200	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模及び業務の特性、監査日数等を総合的に勘案した上で決定しています。なお、監査報酬の額については、監査役会及び監査役の同意を得ています。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役の報酬については、2025年3月31日開催の定時株主総会の決議により年額2億円以内と定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案の上報酬案を作成し、他の業務執行取締役と協議の上、取締役会の決議により一任された代表取締役が適正な報酬額を決定しています。

監査役の報酬については、2025年3月31日開催の定時株主総会の決議により年額2,000万円以内と定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しています。

非金銭報酬等についてはストックオプションを付与しており、その報酬額等についてはストックオプションの回次別に、付与時点における会社業績、職責等に応じて都度決定します。

当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程は、上記の通りに決定しています。

なお、業績連動報酬・退職慰労金については該当事項はありません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数（最近事業年度）

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	64,873	57,833	—	—	5,393	5
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	11,332	11,250	—	—	63	3

※取締役の区分において、報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれ、対象となる役員の員数には同人が含まれています。

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

該当事項はありません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません

(5) 【株式の保有状況】

記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (3) 当社の第3四半期会計期間（2025年7月1日から2025年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2025年1月1日から2025年9月30日まで）に係る四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）及び当事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期会計期間（2025年7月1日から2025年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2025年1月1日から2025年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、顧問税理士や監査法人と連携し、税務・会計の改正を適宜把握することにより、社内における専門知識の蓄積に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,758,105	1,234,554
売掛金	196,492	255,973
貯蔵品	271	89
前渡金	—	1,962
前払費用	86,149	78,680
その他	7,221	9,989
貸倒引当金	△21,842	△20,188
流動資産合計	2,026,397	1,561,061
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	43,340	44,492
減価償却累計額	△12,459	△17,320
建物附属設備（純額）	30,881	27,172
構築物	910	556
減価償却累計額	△275	△245
構築物（純額）	635	310
工具、器具及び備品	15,163	14,954
減価償却累計額	△7,998	△10,173
工具、器具及び備品（純額）	7,164	4,780
有形固定資産合計	38,680	32,263
投資その他の資産		
長期前払費用	345	68
破産更生債権等	1,210	1,843
繰延税金資産	—	113,402
その他	67,173	64,703
貸倒引当金	△1,210	△1,843
投資その他の資産合計	67,518	178,174
固定資産合計	106,198	210,437
資産合計	2,132,596	1,771,498

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	179,184	125,787
未払金	188,601	185,447
未払費用	50,690	47,702
未払法人税等	2,290	530
未払消費税等	18,245	64,064
賞与引当金	—	49,245
前受金	41,094	32,556
預り金	22,307	21,141
流動負債合計	502,413	526,474
固定負債		
長期借入金	707,207	581,420
その他	—	396
固定負債合計	707,207	581,816
負債合計	1,209,620	1,108,291
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,562,717	833,636
資本剰余金合計	1,562,717	833,636
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△739,742	△281,125
利益剰余金合計	△739,742	△281,125
株主資本合計	922,975	652,510
新株予約権	—	10,696
純資産合計	922,975	663,207
負債純資産合計	2,132,596	1,771,498

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,549,563
売掛金		315,515
その他		37,956
貸倒引当金		△24,502
流動資産合計		1,878,533
固定資産		
有形固定資産（純額）		31,077
無形固定資産		54,770
投資その他の資産		
繰延税金資産		154,162
その他		65,394
貸倒引当金		△660
投資その他の資産合計		218,896
固定資産合計		304,744
資産合計		2,183,278
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金		104,818
未払金		210,240
未払法人税等		182
未払消費税等		42,261
賞与引当金		12,447
その他		86,127
流動負債合計		456,077
固定負債		
長期借入金		833,654
その他		248
固定負債合計		833,902
負債合計		1,289,979
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		567,645
利益剰余金		199,545
株主資本合計		867,190
新株予約権		26,108
純資産合計		893,298
負債純資産合計		2,183,278

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
売上高	1,683,982	2,197,804
売上原価	315,189	360,248
売上総利益	1,368,793	1,837,555
販売費及び一般管理費	2,084,319	2,221,797
営業損失(△)	△715,525	△384,242
営業外収益		
補助金収入	—	4,702
ポイント収入	2,712	7,136
その他	893	1,136
営業外収益合計	3,606	12,975
営業外費用		
支払利息	15,318	11,828
その他	9	—
営業外費用合計	15,328	11,828
経常損失(△)	△727,247	△383,095
特別利益		
新株予約権戻入益	23	—
特別利益合計	23	—
特別損失		
固定資産除却損	—	242
特別損失合計	—	242
税引前当期純損失(△)	△727,224	△383,337
法人税、住民税及び事業税	2,290	530
法人税等調整額	—	△113,402
法人税等合計	2,290	△112,872
当期純損失(△)	△729,514	△270,464

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)		当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		133,695	42.4	187,275	52.0
II 経費	※1	181,493	57.6	172,973	48.0
小計		315,189	100.0	360,248	100.0
合計		315,189		360,248	
当期売上原価		315,189		360,248	

原価計算の方法

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
外注費 (千円)	98,306	82,529
通信費 (千円)	36,888	43,026
支払手数料 (千円)	46,297	47,417

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
売上高	1,432,113
売上原価	128,562
売上総利益	1,303,550
販売費及び一般管理費	1,125,010
営業利益	178,540
営業外収益	
受取利息	539
ポイント収入	4,834
その他	1,281
営業外収益合計	6,655
営業外費用	
支払利息	5,010
支払手数料	6,000
営業外費用合計	11,010
経常利益	174,185
税引前中間純利益	174,185
法人税等	△40,494
中間純利益	214,679

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	747,438	504,951	1,252,390
当期変動額				
新株の発行	762,478	762,478	—	762,478
減資	△762,478	△1,509,916	2,272,394	762,478
欠損填補	—	—	△1,214,628	△1,214,628
当期純損失（△）	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△747,438	1,057,765	310,327
当期末残高	100,000	—	1,562,717	1,562,717

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	△1,224,855	△1,224,855	127,534	23	127,557
当期変動額					
新株の発行	—	—	1,524,956	—	1,524,956
減資	—	—	—	—	—
欠損填補	1,214,628	1,214,628	—	—	—
当期純損失（△）	△729,514	△729,514	△729,514	—	△729,514
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	△23	△23
当期変動額合計	485,113	485,113	795,441	△23	795,418
当期末残高	△739,742	△739,742	922,975	—	922,975

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	—	1,562,717	1,562,717
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	—
減資	—	—	—	—
欠損填補	—	—	△729,081	△729,081
当期純損失（△）	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△729,081	△729,081
当期末残高	100,000	—	833,636	833,636

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△739,742	△739,742	922,975	—	922,975
当期変動額					
新株の発行	—	—	—	—	—
減資	—	—	—	—	—
欠損填補	729,081	729,081	—	—	—
当期純損失（△）	△270,464	△270,464	△270,464	—	△270,464
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	10,696	10,696
当期変動額合計	458,616	458,616	△270,464	10,696	△259,768
当期末残高	△281,125	△281,125	652,510	10,696	663,207

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失(△)	△727,224	△383,337
減価償却費	7,144	7,336
敷金償却費	9,879	2,470
株式報酬費用	—	10,696
貸倒引当金の増減額(△は減少)	9,634	△1,019
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,491	49,245
受取利息及び受取配当金	△17	△290
支払利息	15,318	11,828
新株予約権戻入益	△23	—
売上債権の増減額(△は増加)	△69,494	△59,481
前払費用の増減額(△は増加)	△22,743	7,188
未払金の増減額(△は減少)	52,440	△2,765
未払費用の増減額(△は減少)	16,183	△2,987
前受金の増減額(△は減少)	24,569	△8,538
未払消費税等の増減額(△は減少)	10,210	45,819
その他	453	△5,788
小計	△676,160	△329,626
利息及び配当金の受取額	17	290
利息の支払額	△15,774	△11,547
法人税等の支払額	△2,290	△2,331
営業活動によるキャッシュ・フロー	△694,208	△343,214
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,834	△1,152
その他	211	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,623	△1,152
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	30,000	—
長期借入金の返済による支出	△141,643	△179,184
株式の発行による収入	1,524,956	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,413,313	△179,184
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	713,482	△523,551
現金及び現金同等物の期首残高	1,009,618	1,723,100
現金及び現金同等物の期末残高	1,723,100	1,199,549

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	174,185
減価償却費	4,530
株式報酬費用	15,412
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	3,129
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△36,798
受取利息及び受取配当金	△539
支払利息	5,010
営業外費用における支払手数料	6,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△59,541
前払費用の増減額 (△は増加)	44,783
未払金の増減額 (△は減少)	24,643
未払費用の増減額 (△は減少)	368
前受金の増減額 (△は減少)	△3,176
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△21,802
その他	△14,991
小計	141,213
利息及び配当金の受取額	539
利息の支払額	△4,544
法人税等の支払額	△568
営業活動によるキャッシュ・フロー	136,640
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,979
無形固定資産の取得による支出	△44,917
その他	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△46,896
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	294,000
長期借入金の返済による支出	△68,735
財務活動によるキャッシュ・フロー	225,265
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	315,008
現金及び現金同等物の期首残高	1,199,549
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,514,558

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3～15年
構築物	10年
工具、器具及び備品	4～10年

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担すべき額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上はありません。

3. 収益及び費用の計上基準

初期費用売上は、サービスの利用を開始する際のシステムへの登録やサービス内容の説明、受注者機能の提供に応じて発生するものであり、契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。取引の対価は、契約条件に従い契約締結が完了した月の月末から概ね1か月で支払いを受けており、その対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

紹介手数料の月額課金売上は、顧客に当該プラットフォームを利用した発注案件の受注機会を提供するサービスであり、各プランの紹介契約の契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。収益として認識される金額は月次で請求しており短期のうちに回収しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

紹介手数料の従量課金売上は、顧客に当該プラットフォームを利用した発注案件の受注機会を提供するサービスであり、受注機会の提供を履行義務として認識しており、その件数に応じて収益を認識しております。

紹介手数料の追加オプション売上(月額課金)は、紹介契約を締結した顧客に対して提供する紹介支援サービスであり、オプション機能の契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。収益として認識される金額は月次で請求しており、短期のうちに回収しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

紹介手数料の追加オプション売上(都度課金)は、紹介契約期間内の顧客に対して該当のオプション内容を提供するサービスであり、オプションサービスの提供を履行義務として認識しており、その件数に応じて収益を認識しております。

掲載費用売上は、顧客の商品及びサービス役務の広告宣伝を目的とした記事又は図版を掲載するサービスであり、掲載契約の契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。収益として認識される金額は月次で請求しており、短期のうちに回収しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

成約手数料売上は、顧客の当該プラットフォームを利用した発注案件成立に対して発生する手数料であり、案件発注者から顧客への支払金額が確定した時点で収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3～15年
構築物	10年
工具、器具及び備品	4～10年

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担すべき額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

初期費用売上は、サービスの利用を開始する際のシステムへの登録やサービス内容の説明、受注者機能の提供に応じて発生するものであり、契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。取引の対価は、契約条件に従い契約締結が完了した月の月末から概ね1か月で支払いを受けており、その対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

紹介手数料の月額課金売上は、顧客に当該プラットフォームを利用した発注案件の受注機会を提供するサービスであり、各プランの紹介契約の契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。収益として認識される金額は月次で請求しており短期のうちに回収しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

紹介手数料の従量課金売上は、顧客に当該プラットフォームを利用した発注案件の受注機会を提供するサービスであり、受注機会の提供を履行義務として認識しており、その件数に応じて収益を認識しております。

紹介手数料の追加オプション売上(月額課金)は、紹介契約を締結した顧客に対して提供する紹介支援サービスであり、オプション機能の契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。収益として認識される金額は月次で請求しており、短期のうちに回収しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

紹介手数料の追加オプション売上(都度課金)は、紹介契約期間内の顧客に対して該当のオプション内容を提供するサービスであり、オプションサービスの提供を履行義務として認識しており、その件数に応じて収益を認識しております。

掲載費用売上は、顧客の商品及びサービス役務の広告宣伝を目的とした記事又は図版を掲載するサービスであり、掲載契約の契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。収益として認識される金額は月次で請求しており、短期のうちに回収しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

成約手数料売上は、顧客の当該プラットフォームを利用した発注案件成立に対して発生する手数料であり、案件発注者から顧客への支払金額が確定した時点で収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. (繰延税金資産)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位: 千円)

	当事業年度
繰延税金資産	113,402

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当会計年度末において税務上の欠損金が生じていることから、翌会計年度以降の課税所得の見積額に基づいて翌会計年度以降の一時差異等のスケジューリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

繰延税金資産の回収可能性における重要な見積りは当社の事業計画に基づく課税所得を基礎として決定しております。

当該見積りは不確実性が高く、予測不能な事態の発生により、将来事業年度の課税所得の見積り及び回収可能な繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等)

・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)

・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等）

・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下「企業会計基準第28号等」）が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

・税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）

・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
現金及び預金	35,004千円	35,004千円
計	35,004千円	35,004千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	19,992千円	10,008千円
長期借入金	10,818千円	810千円
計	30,810千円	10,818千円

※2 契約負債

契約負債については、流動負債の「前受金」に計上しております。

契約負債の金額は財務諸表「注記事項(収益認識関係)3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度63%、当事業年度63%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度37%、当事業年度37%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
給料手当	738,295千円	804,788千円
賞与引当金繰入	10,333千円	39,011千円
外注費	460,899千円	215,433千円
広告宣伝費	244,235千円	525,068千円
減価償却費	7,144千円	7,336千円
貸倒引当金繰入	14,729千円	9,441千円

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
構築物	－千円	242千円
工具、器具及び備品	－千円	0千円
固定資産除却損合計	－千円	242千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式 数 (株)	当事業年度減少株式 数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	224,725	－	－	224,725
A種優先株式	21,970	－	－	21,970
B種優先株式	75,027	－	－	75,027
C種優先株式	－	91,534 (注) 1	－	91,534
合計	321,722	91,534	－	413,256

(注) 1. C種優先株式の増加は、第三者割当増資によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年 度末残高 (千円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	50,000	－	50,000	－	－
提出会社	第2回新株予約権	A種優先株式	3,296	－	－	3,296	－
提出会社	第3回新株予約権	B種優先株式	3,601	－	－	3,601	－

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	224,725	—	—	224,725
A種優先株式	21,970	—	—	21,970
B種優先株式	75,027	—	—	75,027
C種優先株式	91,534	—	—	91,534
合計	413,256	—	—	413,256

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第2回新株予約権	A種優先株式	3,296	—	—	3,296	—
提出会社	第3回新株予約権	B種優先株式	3,601	—	—	3,601	—
提出会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	—	14,960	—	14,960	10,696

(注) 上記のストック・オプションとしての新株予約権は、当事業年度末において権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
現金及び預金勘定	1,758,105千円	1,234,554千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△35,004	△35,004
現金及び現金同等物	1,723,100	1,199,549

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
1年内	25,850千円	101,802千円
1年超	—	25,450
合計	25,850	127,253

(注) 当事業年度における未経過リース料は、本社オフィスの定期建物賃貸借契約に基づく賃料及び共益費であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に事業運転に必要な投資計画に照らして、必要な資金を第三者割当による株式の発行や金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資は短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未払金は、ほとんど1か月以内の支払期日であります。借入金は、主にマーケティングや人件費等の運転資金としての調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、適切な現預金残高水準を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 破産更生債権等	1,210		
貸倒引当金(※3)	△1,210		
	—	—	—
資産計	—	—	—
(1) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	886,391	869,565	△16,826
負債計	886,391	869,565	△16,826

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 破産更生債権等	1,843		
貸倒引当金(※3)	△1,843		
	—	—	—
資産計	—	—	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	707,207	684,764	△22,443
負債計	707,207	684,764	△22,443

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,758,105	—	—	—
売掛金	196,492	—	—	—
合計	1,954,597	—	—	—

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,234,554	—	—	—
売掛金	255,973	—	—	—
合計	1,490,527	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	179,184	125,787	237,670	43,750	—	300,000
合計	179,184	125,787	237,670	43,750	—	300,000

当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	125,787	237,670	43,750	—	—	300,000
合計	125,787	237,670	43,750	—	—	300,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	—	869,565	—	869,565
負債計	—	869,565	—	869,565

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金（1年以内返済予定長期借入金を含む）	—	684,764	—	684,764
負債計	—	684,764	—	684,764

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットである貸倒見積高等による影響があるため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

また、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. スtock・オプションに係る収益計上額及び科目名

(単位: 千円)

	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
特別利益	23

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取引先個人1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 500,000株
付与日	2018年11月15日
権利確定条件	1. 本新株予約権の目的たる株式が いずれかの金融商品取引所へ上場 されること。 2. 本新株予約権者が下記いずれの 身分とも喪失していないこと。 (1) 会社または子会社の取締役、 監査役又は使用人 (契約社員につ いては正社員と同水準の就労を行 うものに限るものとし、アルバイト を除く) (2) 会社との間で委任、請負等の 継続的な契約関係にあるもの 3. その他の行使の条件は、当社と 新株予約権者の間で締結する「第 1回新株予約権割当契約書」「第 1回新株予約権発行要項」に定め るところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていません。
権利行使期間	自 2021年1月1日 至 2033年12月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

2023年12月29日において500,000株の放棄により全て失効しています。そのため2024年12月31日時点での該当はありません。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
売上原価	871
販売費及び一般管理費	9,824

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社役員4名及び従業員125名及び当社取引先法人1社及び当社取引先個人1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 149,600株
付与日	2024年1月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていません。
権利行使期間	自 2026年2月1日 至 2034年1月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

① ストック・オプションの数

	第4回ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	149,600
失効	—
権利確定	—
未確定残	149,600
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第4回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	229.4

(注) 2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格及び付与日における公正な評価単価を記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しています。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF方式の結果を勘案して決定しています。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額

34,318千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 (注) 1	687,114千円
未払費用	3,417
貸倒引当金	7,403
賞与引当金	—
株式報酬費用	—
資産除去債務	12,531
その他	7,876
繰延税金資産小計	718,343
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 1	△687,114
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△31,229
評価性引当額小計	△718,343
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
未収還付法人税等	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産 (負債) の純額	—

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠 損金 (※1)	—	1,981	—	7,558	—	677,574	687,114
評価性引当額	—	1,981	—	7,558	—	677,574	687,114
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）1	797,176千円
未払費用	3,572
貸倒引当金	6,979
賞与引当金	17,034
株式報酬費用	3,699
資産除去債務	13,386
その他	6,600
繰延税金資産小計	848,449
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）1	△715,469
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△19,561
評価性引当額小計	△735,031
繰延税金資産合計	113,418
繰延税金負債	
未取還付法人税等	△15
繰延税金負債合計	△15
繰延税金資産（負債）の純額	113,402

（注） 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 （単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※1）	1,981	—	7,558	—	39,346	748,290	797,176
評価性引当額	—	—	—	—	—	715,469	715,469
繰延税金資産（※2）	1,981	—	7,558	—	39,346	32,821	81,707

（※1） 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

（※2） 繰越欠損金のうち、翌事業年度の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておらず、繰延税金資産として計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

退去時における原状回復費用については、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

退去時における原状回復費用については、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	収益金額
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,032,659
一時点で移転される財又はサービス	651,323
顧客との契約から生じる収益	1,683,982
外部顧客への売上高	1,683,982

(注) 1. 一定の期間にわたり移転される財又はサービスには、主に初期費用、紹介手数料の月額課金、掲載費用が含まれております。

2. 一時点で移転される財又はサービスには、主に紹介手数料の従量課金、成約手数料等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	126,997
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	196,492
契約負債（期首残高）	16,525
契約負債（期末残高）	41,094

(注) 1. 貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に、契約負債は「前受金」に含まれております。

2. 契約負債は顧客からマッチング事業における役務提供前に受領した前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は15,809千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	収益金額
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,052,909
一時点で移転される財又はサービス	1,144,895
顧客との契約から生じる収益	2,197,804
外部顧客への売上高	2,197,804

（注） 1. 一定の期間にわたり移転される財又はサービスには、主に初期費用、紹介手数料の月額課金、掲載費用が含まれております。

2. 一時点で移転される財又はサービスには、主に紹介手数料の従量課金、成約手数料が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	196,492
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	255,973
契約負債（期首残高）	41,094
契約負債（期末残高）	32,556

（注） 1. 貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に、契約負債は「前受金」に含まれております。

2. 契約負債は顧客からマッチング事業における役務提供前に受領した前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は40,896千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

（棚卸資産関係）

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客売上高のうち、売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客売上高のうち、売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主及び役員	栗山規夫	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 15.0 間接 37.0	債務被保証	金融機関借入に関する連帯保証	107,941	—	—

(注) 当社は、金融機関借入に対して、代表取締役栗山規夫より債務保証を受けております。取引金額は期末の借入残高を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主及び役員	栗山規夫	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 11.8 間接 29.0	債務被保証	金融機関借入に関する連帯保証	55,357	—	—

(注) 当社は、金融機関借入に対して、代表取締役栗山規夫より債務保証を受けております。取引金額は期末の借入残高を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。

また、当該債務被保証については、2025年8月までに全て解消しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
1株当たり純資産額	△913.05円
1株当たり当期純利益	△188.10円

- (注) 1. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
当期純利益 (千円)	△729,514
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	△729,514
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,878,370
(うち普通株式数 (株))	(2,247,250)
(うちA種優先株式数 (株))	(219,700)
(うちB種優先株式数 (株))	(750,270)
(うちC種優先株式数 (株))	(661,150)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
1株当たり純資産額	△1,033.41円
1株当たり当期純利益	△65.45円

- (注) 1. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
当期純利益 (千円)	△270,464
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	△270,464
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,132,560
（うち普通株式数 (株)）	(2,247,250)
（うちA種優先株式数 (株)）	(219,700)
（うちB種優先株式数 (株)）	(750,270)
（うちC種優先株式数 (株)）	(915,340)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

前事業年度(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 第4回新株予約権の発行について

当社は、2024年1月31日開催の取締役会において、当社の役員4名及び従業員127名に対して、ストック・オプション(新株予約権)を割当することを決議し、2024年1月31日に発行しました。

[ストックオプション制度の内容]

決議年月日	2024年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員4名及び従業員125名及び当社取引先法人1社及び当社取引先個人1名
新株予約権の数(個)	14,960(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,960(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	2026年2月1日から2034年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

※ストックオプション制度の内容については、株式分割前の数値を記載しております。

- (注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式1株とし、本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、15,000株を上限とする。ただし、本新株予約権1個当たりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個当たりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、本要項において、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行う。

2. 1株につき金1円(以下「行使価額」という。)とし、本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。
会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

会社が、(i) 時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。)

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(注) 2の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(注) 2に基づく調整は行われないものとする。

3. 行使条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権」という。)について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1円未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り

当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(5) 会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。

- ①合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ②事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ③会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ④会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）

4. 相続

本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

5. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、会社において別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得ことができ、一部を取得する場合は、会社において取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下、総称して「組織再編行為」という。）、会社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する事業譲渡契約、全部取得条項付種類株式の取得、又は株式併合について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われた場合
- (2) 本新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合
- (3) 本新株予約権者が（i）会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、（ii）競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、（iii）競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、（iv）競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 会社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、会社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、会社において当該譲渡が承認された場合
- (5) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (6) 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (8) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (9) 本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (10) 本新株予約権者が以下のいずれの身分をも喪失した場合。ただし、会社の取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）において、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされた場合は除く。
 - ①会社又はその関係会社の取締役、監査役又は執行役
 - ②会社又はその関係会社の使用人（契約社員については正社員と同水準の就労を行うものに限るものとし、

アルバイトを除く。)

(11) 本新株予約権者が会社又はその関係会社の取締役、監査役、執行役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合

①自己に適用される会社又はその関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②本新株予約権者が取締役、監査役又は執行役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

6. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換、株式移転若しくは株式交付における親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本方針(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

[ストックオプション制度の内容]に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 第5回新株予約権の発行について

当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、当社の役員4名及び従業員99名に対して、ストック・オプション(新株予約権)を割当することを決議し、2025年1月31日に発行しました。

[ストックオプション制度の内容]

決議年月日	2025年1月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員4名及び従業員99名
新株予約権の数（個）	38,698（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 38,698（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2
新株予約権の行使期間	2027年2月1日から2035年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）5	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

※ストックオプション制度の内容については、株式分割前の数値を記載しております。

- (注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式1株とし、本新株予約権及び第6回新株予約権の目的である株式の数の合計（以下「付与株式数」という。）は、50,000株を上限とする。ただし、本新株予約権1個当たりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個当たりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、本要項において、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

2. 1株につき金1円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。
会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、（注）1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社が、(i) 時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。)

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(注) 2の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(注) 2に基づく調整は行われないものとする。

3. 行使条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権」という。)について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。
- ①合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
 - ②事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
 - ③会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
 - ④会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）

4. 相続

本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

5. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、会社において別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、会社において取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下、総称して「組織再編行為」という。）、会社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する事業譲渡契約、全部取得条項付種類株式の取得、又は株式併合について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）が行われた場合
- (2) 本新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合
- (3) 本新株予約権者が（i）会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、（ii）競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、（iii）競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、（iv）競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 会社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、会社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、会社において当該譲渡が承認された場合
- (5) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (6) 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (8) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (9) 本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (10) 本新株予約権者が以下のいずれの身分をも喪失した場合。ただし、会社の取締役会の決議（会社が取締役

会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定)において、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされた場合は除く。

①会社又はその関係会社の取締役、監査役又は執行役

②会社又はその関係会社の使用人(契約社員については正社員と同水準の就労を行うものに限るものとし、アルバイトを除く。)

(11) 本新株予約権者が会社又はその関係会社の取締役、監査役、執行役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合

①自己に適用される会社又はその関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②本新株予約権者が取締役、監査役又は執行役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

6. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続きに応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換、株式移転若しくは株式交付における親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本方針(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

[ストックオプション制度の内容]に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

2. 第6回新株予約権の発行について

当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、当社の取引先法人1社及び当社取引先個人1名に対して、ストック・オプション(新株予約権)を割当することを決議し、2025年1月31日に発行しました。

[ストックオプション制度の内容]

決議年月日	2025年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取引先法人1社及び当社取引先個人1名
新株予約権の数(個)	1,155(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,155(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	2027年2月1日から2035年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

※ストックオプション制度の内容については、株式分割前の数値を記載しております。

- (注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式1株とし、本新株予約権及び第5回新株予約権の目的である株式の数の合計(以下「付与株式数」という。)は、50,000株を上限とする。ただし、本新株予約権1個当たりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個当たりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、本要項において、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行う。

2. 1株につき金1円(以下「行使価額」という。)とし、本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。

会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社が、(i)時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除

く。) 、又は (ii) 時価を下回る 1 株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等 (取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。) の発行又は処分 (無償割当てによる場合を含む。) を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日に始まる 30 取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値 (終値のない日数を除く。) とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日 (上場日を含む。) が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日 (会社法第 209 条第 1 項第 2 号が適用される場合は、同号に定める期間の末日) の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式 (普通株式のみ) の数を控除した数を意味するものとする (ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式 (普通株式のみ) の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。)

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1 株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式 1 株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

本項第 2 号の (ii) に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(注) 2 に基づく調整は行われないものとする。

3. 行使条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者 (以下「本新株予約権」という。) について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 本新株予約権者が 1 個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1 株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本

新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。

- ①合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ②事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ③会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ④会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）

4. 相続

本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

5. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、会社において別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、会社において取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下、総称して「組織再編行為」という。）、会社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する事業譲渡契約、全部取得条項付種類株式の取得、又は株式併合について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）が行われた場合
- (2) 本新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合
- (3) 本新株予約権者が（i）会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、（ii）競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、（iii）競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、（iv）競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 会社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、会社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、会社において当該譲渡が承認された場合
- (5) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (6) 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (8) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (9) 本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (10) 本新株予約権者が以下のいずれの身分をも喪失した場合。ただし、会社の取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）において、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされた場合は除く。
 - ①会社又はその関係会社の取締役、監査役又は執行役
 - ②会社又はその関係会社の使用人（契約社員については正社員と同水準の就労を行うものに限るものとし、アルバイトを除く。）
- (11) 本新株予約権者が会社又はその関係会社の取締役、監査役、執行役又は使用人の身分を有する場合（本新

株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合

- ①自己に適用される会社又はその関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ②本新株予約権者が取締役、監査役又は執行役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

6. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換、株式移転若しくは株式交付における親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項第3号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

[ストックオプション制度の内容] に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 優先株式の取得及び消却と普通株式の交付

当社は、2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月15日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得した各優先株式のすべてを2025年9月15日付で消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	21,970株
B種優先株式	75,027株
C種優先株式	91,534株

(2) 交換により交付した普通株式：188,531株

(3) 増加後の発行済普通株式数：413,256株

4. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2025年8月27日開催の取締役会決議により、2025年9月17日付で株式分割を行っております。また2025年9月16日開催の臨時株主総会決議により、2025年9月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2025年9月17日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	413,256株
今回の分割により増加する株式数	3,719,304株
株式分割後の発行済株式総数	4,132,560株
分割後の発行可能株式総数	16,000,000株

③株式分割の効力発生日

2025年9月17日

④1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

(3) 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。)等を当中間会計期間の期首から適用しております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
給料手当	352,829千円
賞与引当金繰入	15,181
広告宣伝費	344,080
貸倒引当金繰入	5,435

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	1,549,563千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△35,005
現金及び現金同等物	1,514,558

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

2025年3月31日開催の定時株主総会の決議に基づき、2025年3月31日付でその他資本剰余金の減少の効力が発生しております。それに伴い繰越利益剰余金の欠損填補として資本剰余金から利益剰余金への振替を行ったことにより、資本剰余金が265,991千円減少し、利益剰余金が265,991千円増加しております。

この結果、当中間会計期間末において資本剰余金が567,645千円、利益剰余金が199,545千円となっております。なお、これによる株主資本の合計金額への影響はありません。

(金融商品関係)

当中間貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)

当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はマッチング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当中間会計期間（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

(単位：千円)

	収益金額
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	535,147
一時点で移転される財又はサービス	896,965
顧客との契約から生じる収益	1,432,113
外部顧客への売上高	1,432,113

(注) 1. 一定の期間にわたり移転される財又はサービスには、主に初期費用、紹介手数料の月額課金、掲載費用が含まれております。

2. 一時点で移転される財又はサービスには、主に紹介手数料の従量課金、成約手数料等が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	51円95銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	214,679
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	214,679
普通株式の期中平均株式数(株)	4,132,560
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2025年1月23日開催の取締役会決議による第4回新株予約権の一部の取得及び消却 新株予約権の数 △4,450個 (普通株式 △44,500株) 2025年1月31日開催の取締役会決議による第5・6回新株予約権 新株予約権の数 39,853個 (普通株式 398,530株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 2025年1月23日開催の取締役会において、第4回新株予約権の一部を定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年2月10日付で無償取得し、同日付で会社法第276条の規定に基づき消却しております。

3. 2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当中間会計期間の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 優先株式の取得及び消却と普通株式の交付

当社は、2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月15日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得した各優先株式のすべてを2025年9月15日付で消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	21,970株
B種優先株式	75,027株
C種優先株式	91,534株

(2) 交換により交付した普通株式：188,531株

(3) 増加後の発行済普通株式数：413,256株

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2025年8月27日開催の取締役会決議により、2025年9月17日付で株式分割を行っております。また2025年9月16日開催の臨時株主総会決議により、2025年9月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2025年9月17日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	413,256株
今回の分割により増加する株式数	3,719,304株
株式分割後の発行済株式総数	4,132,560株
分割後の発行可能株式総数	16,000,000株

③株式分割の効力発生日

2025年9月17日

④1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

(3) 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	43,340	1,152	—	44,492	17,320	4,860	27,172
構築物	910	—	354	556	245	91	310
工具、器具及び備品	15,163	—	208	14,954	10,173	2,384	4,780
有形固定資産計	59,414	1,152	563	60,002	27,739	7,336	32,263
長期前払費用	345	—	276	68	—	—	68

(注) 1. 長期前払費用の期間配分は減価償却とは性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額には含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	179,184	125,787	2.49	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	707,207	581,420	1.05	2026年1月～ 2032年3月
合計	886,391	707,207	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	237,670	43,750	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	23,052	10,487	11,507	—	22,032
賞与引当金	—	49,245	—	—	49,245

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	1,199,549
定期預金	35,004
小計	1,234,554
合計	1,234,554

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社ROBOT PAYMENT	121,625
freee株式会社	7,574
株式会社カオナビ	7,065
株式会社マネーフォワード	6,613
株式会社スマレジ	6,394
その他	106,702
合計	255,973

(注) 株式会社ROBOT PAYMENTに対する売掛金は、債権譲渡契約に基づき、当社の一部得意先に対する売掛債権を株式会社ROBOT PAYMENTに債権譲渡した結果、発生した売掛金であります。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
196,492	2,455,132	2,395,650	255,973	90.3	33.7

ハ. 棚卸資産

区分	金額 (千円)
貯蔵品	
ギフト券	74
切手・印紙等	15
小計	89
合計	89

② 固定資産

イ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、113,402千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

③ 流動負債

イ. 未払金

相手先	金額 (千円)
給与	82,367
Google合同会社	49,272
Microsoft	5,600
デル・テクノロジーズ株式会社	5,148
株式会社DELTA	4,886
その他	38,174
合計	185,447

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

第14期第3四半期累計期間（2025年1月1日から2025年9月30日まで）に係る四半期財務諸表は次のとおりであります。

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (2025年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,805,930
売掛金	333,692
その他	88,380
貸倒引当金	△27,246
流動資産合計	2,200,757
固定資産	
有形固定資産(純額)	29,669
無形固定資産	77,856
投資その他の資産	
繰延税金資産	253,541
その他	69,342
貸倒引当金	△1,023
投資その他の資産合計	321,860
固定資産合計	429,386
資産合計	2,630,143
負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	118,320
未払金	226,209
未払法人税等	181
未払消費税等	66,746
賞与引当金	7,607
その他	91,510
流動負債合計	510,575
固定負債	
長期借入金	965,824
その他	173
固定負債合計	965,997
負債合計	1,476,573
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	567,645
利益剰余金	451,269
株主資本合計	1,118,914
新株予約権	34,656
純資産合計	1,153,570
負債純資産合計	2,630,143

(2) 四半期損益計算書
(第3四半期累計期間)

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自2025年1月1日 至2025年9月30日)
売上高	2,306,158
売上原価	202,153
売上総利益	2,104,004
販売費及び一般管理費	1,773,517
営業利益	330,486
営業外収益	
受取利息	1,410
ポイント収入	8,595
その他	1,792
営業外収益合計	11,797
営業外費用	
支払利息	9,621
支払手数料	6,000
営業外費用合計	15,621
経常利益	326,663
税引前四半期純利益	326,663
法人税等	△139,740
四半期純利益	466,403

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。)等を中間会計期間の期首から適用しております。なお、これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(セグメント情報等の注記)

当社は、マッチング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

2025年3月31日開催の定時株主総会の決議に基づき、2025年3月31日付でその他資本剰余金の減少の効力が発生しております。それに伴い繰越利益剰余金の欠損填補として資本剰余金から利益剰余金への振替を行ったことにより、資本剰余金が265,991千円減少し、利益剰余金が265,991千円増加しております。なお、これによる株主資本の合計金額への影響はありません。

この結果、第3四半期会計期間末において資本剰余金が567,645千円、利益剰余金が451,269千円となっております。なお、これによる株主資本の合計金額への影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)
減価償却費	9,113千円

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日から3か月以内
基準日	毎事業年度の末日
株券の種類	普通株式
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券 代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。 https://www.proni.co.jp ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次にあげる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②
発行年月日	2023年3月14日	2023年9月29日
種類	C種優先株式	C種優先株式
発行数	普通株式 780,290株 (注) 2	普通株式 135,050株 (注) 2
発行価格	1,666円 (注) 5	1,666円 (注) 5
資本組入額	833円	833円
発行価額の総額	1,299,963,140円	224,993,300円
資本組入額の総額	649,981,570円	112,496,650円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2024年1月31日	2025年1月31日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 149,600株 (注) 2	普通株式 386,980株 (注) 2
発行価格	1円 (注) 5	1円 (注) 5
資本組入額	0.5円	0.5円
発行価額の総額	149,600円	386,980円
資本組入額の総額	74,800円	193,490円
発行方法	2024年1月31日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2025年1月31日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3, 4	(注) 3, 4

項目	新株予約権③
発行年月日	2025年1月31日
種類	第6回新株予約権
発行数	普通株式 11,550株 (注) 2
発行価格	1円 (注) 5
資本組入額	0.5円
発行価額の総額	11,550円
資本組入額の総額	5,780円
発行方法	2025年1月31日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3, 4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりです。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第268条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2024年12月31日です。
2. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。上記の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 4. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員、従業員又は取引先等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 5. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりです。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1円	1円	1円
行使期間	自 2026年2月1日 至 2034年1月31日	自 2027年2月1日 至 2035年1月31日	自 2027年2月1日 至 2035年1月31日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

2【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 JICベンチャー・グロース・インベストメント株式会社 代表取締役 鎌水 英樹	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	投資事業	540,210	899,989,860 (1,666)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
MICイノベーション5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 MIC5号パートナーズ有限責任事業組合 モバイル・インターネットキャピタル株式会社 代表取締役 元木 新	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	投資事業	120,040	199,986,640 (1,666)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Spiral Capital Japan Fund 2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Spiral Capital LLP 代表組合員 奥野 友和	東京都港区虎ノ門五丁目11番1号	投資事業	60,020	99,993,320 (1,666)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
UBV Fund-I Growth投資事業有限責任組合 無限責任組合員 UBV Fund-I 有限責任事業組合 組合員 株式会社UB Ventures 代表取締役 岩澤 脩	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	投資事業	60,020	99,993,320 (1,666)	当社の株主

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
福留 大士	東京都港区	個人	30,020	50,013,320 (1,666)	当社の株主
みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合 無限責任組員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役 半田 邦雄	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	投資事業	30,010	49,996,660 (1,666)	当社の株主
株式会社アガルート 代表取締役 岩崎 北斗 資本金 35,000,000円	東京都新宿区新小川町5番5号	教育/出版事業	30,010	49,996,660 (1,666)	当社の株主
池森ベンチャーサポート合同会社 代表社員 池森 賢二 資本金 3,000,000円	東京都港区新橋五丁目8番1号	投資事業	30,010	49,996,660 (1,666)	当社の株主
株式会社デルタ 代表取締役 木山 千春 資本金 10,000,000円	東京都中央区八丁堀四丁目8番2号	スタッフィング/BPO事業、メディア事業	15,000	24,990,000 (1,666)	当社の株主

(注) 1. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当数」及び「価格(単価)」は株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
柴田 大介	東京都文京区	会社役員	30,000	30,000 (1)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役) 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
中村 哲朗	—	会社役員	14,400	14,400 (1)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
高梨 宏史	—	会社役員	600	600 (1)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
合同会社タチアゲ 代表社員 石田 啓 資本金 1,000,000円	東京都板橋区成増三丁目36番22号	プロダクトマネジメント、事業開発、マーケティング支援	3,000	3,000 (1)	当社業務委託先
乙部 智佳	東京都渋谷区	—	1,950	1,950 (1)	当社業務委託先

- (注) 1. 退職等により権利を喪失した取得者については記載をしておりません。
2. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当数」及び「価格(単価)」は株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。
3. 新株予約権の取得者である従業員(特別利害関係者等を除く)125名、割当株式の総数7,475株に関する記載は省略しております。
4. 合同会社タチアゲは、その代表社員石田啓氏が当社の元取締役です。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
柴田 大介	東京都文京区	会社役員	106,120	106,120 (1)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役) 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
中村 哲朗	—	会社役員	53,600	53,600 (1)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
高梨 宏史	—	会社役員	1,400	1,400 (1)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

- (注) 1. 退職等により権利を喪失した取得者については記載をしております。
2. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当数」及び「価格(単価)」は株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。
3. 新株予約権の取得者である従業員(特別利害関係者等を除く)100名、割当株式の総数225,860株に関する記載は省略しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
合同会社タチアゲ 代表社員 石田 啓 資本金 1,000,000円	東京都板橋区成増三丁目 36番22号	プロダクト マネジメン ト、事業開 発、マーケ ティング支 援	7,000	7,000 (1)	当社業務委託先
乙部 智佳	東京都渋谷区	個人	4,550	4,550 (1)	当社業務委託先

- (注) 1. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当数」及び「価格(単価)」は株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。
2. 合同会社タチアゲは、その代表社員石田啓氏が当社の元取締役です。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エールユー(注)1、2	東京都品川区西中延二丁目9番8号	1,200,000	25.54
JICベンチャー・グロース・ファン ド1号投資事業有限責任組合(注) 1	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	540,210	11.50
栗山 規夫(注)1、3	東京都品川区	487,450	10.37
柴田 大介(注)1、3	東京都文京区	401,320	8.54
MICイノベーション5号投資事業 有限責任組合(注)1	東京都千代田区霞が関三丁目2番5 号	(136,120)	(2.90)
ニッセイ・キャピタル9号投資事業 有限責任組合(注)1	東京都千代田区丸の内二丁目3番2 号郵船ビルディング	240,080	5.11
株式会社リブセンス(注)1	東京都港区海岸一丁目7番1号	234,860	5.00
Spiral Capital Japan Fund 2号 投資事業有限責任組合(注)1	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	234,840	5.00
SBI4&5投資事業有限責任組合 (注)1	東京都港区六本木一丁目6番1号	210,080	4.47
日本郵政キャピタル株式会社(注) 1	東京都千代田区大手町二丁目3番1 号	120,040	2.55
中村 哲朗(注)4	—	120,040	2.55
HAKUHODO DY FUTUR E DESIGN FUND投資事業 有限責任組合	東京都港区赤坂五丁目3番1号	71,000	1.51
池森ベンチャーサポート合同会社	東京都中央区銀座六丁目7番18号	(68,000)	(1.45)
UBV Fund-I Growth投資事業有限責 任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕 グリーンヒルズMORIタワー35階	60,030	1.28
NVCC8号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目4番1 号	60,030	1.28
—(注)5	—	60,020	1.28
—(注)5	—	58,000	1.23
株式会社SBI新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番 3号	(58,000)	(1.23)
株式会社日本政策金融公庫	東京都千代田区大手町一丁目9番4 号	53,000	1.13
UBV Fund-I投資事業有限 責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕 グリーンヒルズMORIタワー35階	(28,000)	(0.60)
福留 大士	東京都港区	36,010	0.77
みずほ成長支援第4号投資事業有限 責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1 号	(36,010)	(0.77)
株式会社アガルート	東京都新宿区新小川町5丁目5番サ ンケンビル4階	32,960	0.70
三菱UFJキャピタル7号投資事業有 限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	(32,960)	(0.70)
		30,020	0.64
		30,020	0.64
		30,010	0.64
		30,010	0.64
		30,010	0.64
		30,000	0.64

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
— (注) 5	—	29,000 (29,000)	0.62 (0.62)
— (注) 5	—	20,000 (20,000)	0.43 (0.43%)
春田 真	東京都世田谷区	18,010	0.38
— (注) 6	—	16,600	0.35
— (注) 5	—	16,000 (16,000)	0.34 (0.34)
株式会社デルタ	東京都中央区八丁堀四丁目8番2号	15,000	0.32
— (注) 5	—	12,500 (12,500)	0.27 (0.27)
— (注) 5	—	12,100 (12,100)	0.26 (0.26)
林 光洋	千葉県流山市	12,010	0.26
— (注) 5	—	11,000 (11,000)	0.23 (0.23)
合同会社タチアゲ	東京都板橋区成増3丁目36番22号	10,000 (10,000)	0.21 (0.21)
— (注) 5	—	7,300 (7,300)	0.16 (0.16)
乙部 智佳	東京都渋谷区	6,500 (6,500)	0.14 (0.14)
— (注) 5	—	5,900 (5,900)	0.13 (0.13)
— (注) 5	—	5,000 (5,000)	0.11 (0.11)
— (注) 5	—	4,460 (4,460)	0.09 (0.09)
— (注) 5	—	4,300 (4,300)	0.09 (0.09)
— (注) 5	—	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
— (注) 5	—	3,820 (3,820)	0.08 (0.08)
— (注) 5	—	3,740 (3,740)	0.08 (0.08)
— (注) 5	—	3,500 (3,500)	0.07 (0.07)
— (注) 5	—	2,680 (2,680)	0.06 (0.06)
— (注) 5	—	2,680 (2,680)	0.06 (0.06)
— (注) 5	—	2,680 (2,680)	0.06 (0.06)
— (注) 5	—	2,520 (2,520)	0.05 (0.05)
— (注) 5	—	2,240 (2,240)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
他70名	—	34,960 (34,960)	0.74 (0.74)
計	—	4,698,530 (565,970)	100.00 (12.5)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者(当社の代表取締役により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
4. 特別利害関係者等(当社の取締役)
5. 当社の従業員
6. 当社の元従業員
7. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

独立監査人の監査報告書

2025年11月12日

PRONI株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉持 直樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梶井 康貴

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているPRONI株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRONI株式会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月12日

PRONI株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉持 直樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅井 康貴

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているPRONI株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRONI株式会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月12日

PRONI株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉持 直樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅井 康貴

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているPRONI株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRONI株式会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月12日

PRONI株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉持 直樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅井 康貴

監査人の結論

当監査法人は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の「経理の状況」のその他に掲げられているPRONI株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の第3四半期会計期間（2025年7月1日から2025年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2025年1月1日から2025年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは期中レビューの対象には含まれていません。

